

SNS 等を端緒とした青少年の性的被害への対策に係る 検討結果報告書

青森県青少年健全育成審議会

SNS 等に起因した青少年の性被害等への対策について検討する臨時部会

令和 7 年 8 月

SNS等を端緒とした青少年の性的被害への対策に係る検討結果報告書 目次

第1章 はじめに

第1 趣旨.....	1
------------	---

第2章 現状と課題

第1 SNS等起因した青少年の性的被害の現状	
1 SNS等起因した青少年の性的被害の状況.....	2
2 総括（データから見える課題）.....	7
3 SNS等起因した青少年の性的被害の防止に関する現行法令とその状況.....	8
（1）刑法等改正（性交同意年齢の引上げ等）.....	8
（2）児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法）.....	8
（3）性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（姿態撮影等処罰法）.....	9
（4）その他：青少年のインターネット利用に関する第6次基本計画.....	9
4 SNS等起因した青少年の性的被害の防止に関する県の取組	
（1）ネットモラル・ネットリテラシーに関する普及啓発事業.....	10
（2）ネットモラル・ネットリテラシーに関する普及啓発事業以外（県警本部）.....	11
（3）相談窓口の開設・運用.....	12
5 他県の取組状況.....	12
（1）非行助長行為の禁止（面会要求行為の規制関連）.....	12
（2）自画撮り要求行為の規制.....	12
（3）有害情報閲覧防止義務及び事業者等へのフィルタリング説明義務化等について ..	12
第2 SNS等起因した青少年の性的被害の防止に向けた課題	
1 現状から見える課題.....	14
2 SNS等起因した青少年の性的被害対策において内包する課題.....	14
（1）「青少年の性的被害」という事象の性質、影響の大きさ等.....	14
（2）「暗数」という問題.....	14
（3）令和5年改正刑法における性交同意年齢の設定の変更（13歳から16歳へ）及び性的グルーミング罪（第182条）の適用年齢・範囲等の問題点.....	15
（4）他県の状況から見た本県の青少年保護.....	16

第3章 課題への対応検討

第1 啓発・相談関係.....	17
第2 技術的対策.....	17
第3 条例改正による行為の規制.....	18
1 条例改正の必要性.....	18
(1) 被害状況や現在の対策の状況から.....	18
(2) 被害の性質から.....	18
(3) 実務の面からの必要性、制定の意義.....	19
2 法律と条例の関係の整理.....	20
(1) 法律と条例の関係（一般論）.....	20
(2) 青少年健全育成条例と青少年の性的自由の関係.....	21
(3) 今回条例改正しようとする内容についての法律と条例の関係（(1) + (2)）.....	21
(4) 刑法の性交同意年齢（16歳）との関係.....	22
(5) 刑法の5歳差要件との関係.....	23
3 規制対象行為.....	24
(1) 面会要求行為.....	24
(2) 自画撮り要求行為.....	24
第4章 条例改正内容の検討	
第1 改正の方向性・概要	
1 基本的な方向性.....	27
2 改正内容のポイント.....	27
第2 改正内容の検討	
1 法律と条例の関係	
(1) 法律と条例についての基本的な考え方.....	27
(2) 法律と条例の抵触可能性の検討.....	28

2	保護対象年齢を拡大することの妥当性	30
	（１）刑法の性交同意年齢（16 歳）との関係	30
	（２）刑法の 5 歳差要件との関係	33
3	面会要求行為	34
	（１）当該行為の規制の経緯等	34
	（２）罰則	38
4	自画撮り要求行為	39
	（１）特別法との関係	39
	（２）規制対象（送信する映像等の定義）	43
	（３）規制する行為態様	44
	（４）罰則	45
5	条文の構成	46
	（１）規制基準明記方式（A 案）	46
	（２）一般的禁止条項＋罰則適用条項方式（B 案）	48
	（３）A・B 両案の比較検討	49
6	事例による条例改正（案）の検討	50

別添資料 1 非行助長行為の禁止に関する規定状況

別添資料 2 児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止に関する規定状況

別添資料 3 インターネット利用環境整備に関する規定状況

別添資料 4 対象とする映像・画像の定義比較

第 5 章 まとめ

第 1 改正の方向性

1	基本的な方向性（第 4 章第 1 に同じ）	57
2	改正内容のポイント	57

第 2 改正条文案

1	条文案	57
---	-----------	----

2	内容解説.....	58
(1)	第 22 条の 2 淫行又はわいせつ行為の勧誘等の禁止.....	58
(2)	第 22 条の 3 児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止.....	60
(3)	第 30 条 罰則.....	61
第 3	その他	
1	他県条例や刑法改正の動向注視.....	62
2	民法改正への対応.....	63
3	青少年インターネット環境整備法に基づく青少年が利用する携帯電話端末等の契約における説明等における書面義務化.....	63
4	性別にとらわれない表記.....	63
(参考)	臨時部会の概要.....	参考-1
1	名称	
2	委員構成等	
3	開催経過	
4	運営根拠等	

第1章 はじめに

第1 趣旨

近年、青少年の間でのスマートフォン等の普及に伴い、全国の傾向を追いかける形で青森県内においても SNS 等を端緒とする青少年の性被害件数、あるいはそれに準じる内容の相談件数などが増加傾向にある。

県ではその抑止のため、まずは適正なインターネット利用についての啓発が重要であるとして、県警本部や教育庁等と連携を図りながら様々な取り組みを行ってきたところであるが、顕著な抑止効果といったものは見えにくい状況となっている。

令和5年に刑法が改正され、16歳未満の者に対する性的グルーミング行為ⁱが規制対象となったことを契機として、本県においてもこれまでのような青少年が被害に遭わないための啓発を中心とした対策に加えて、性犯罪の入り口となる行為をする者に対する規制を行うことで、より明確に青少年の性被害の抑止に向けた取組を進めるべきではないかとの意見が令和6年度第1回青森県青少年健全育成審議会において示されたところである。

上記意見を踏まえ、青少年健全育成条例の改正を選択肢の一つとして、その内容を検討することとしたものであるが、本件については、具体の規制の範囲や程度、罰則の程度、法律との競合に係る解釈整理など多くの技術的論点が存在することから専門家による臨時部会が設置され、具体的な検討を行ってきたところであり、本稿はその検討結果報告書となるものである。

i 「性的グルーミング行為」とは、淫行やわいせつ行為を行うことを目的に未成年の者に近づき、当人にとって好ましい発言や行動をとることで信頼や好意といった感情的なつながりを獲得する行為。性的な手なづけ行為。刑法では令和5年の改正において、16歳未満の者に対する面会要求等罪としてわいせつ目的で面会を要求する行為及びわいせつな映像を送ることを要求する行為について処罰対象とした。

第2章 現状と課題

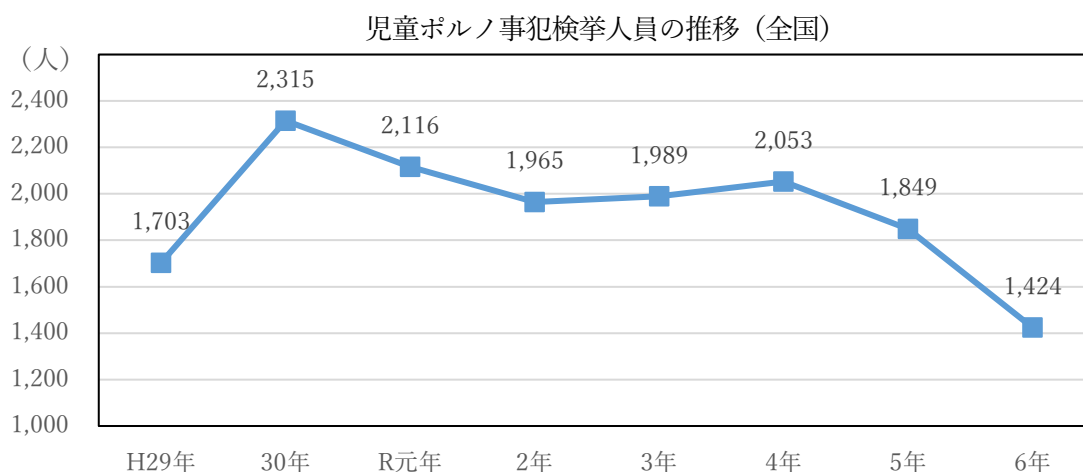
第1 SNS等に起因した青少年の性的被害の現状

1 SNS等に起因した青少年の性的被害の状況

(1) 児童ポルノ禁止法第7条（児童ポルノ所持、提供等）第1～8項違反（以下「児童ポルノ事犯」という。）に伴って検挙された人員の推移

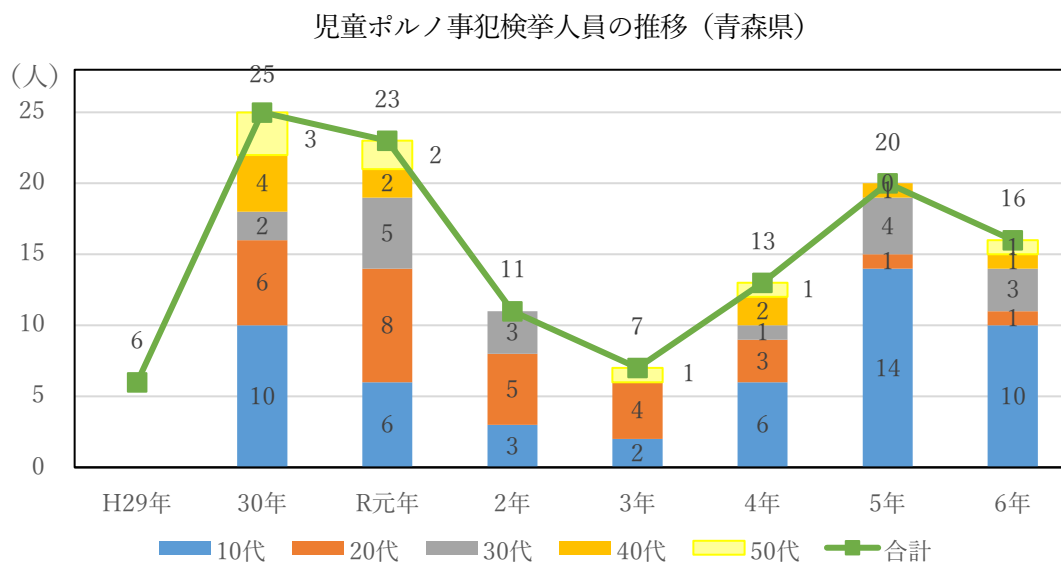
①全国

平成29年の1,703人から、平成30年の2,315人まで増加した後は緩やかな減少傾向にある。令和6年は1,424人と前年からは425人の減となった。



②青森県

平成29年の6人（年代区分なし）から、平成30年の25人まで増加した後は減少傾向となったが、令和3年の7人から、令和5年には20人と2倍以上に増加し、令和6年は再び減少した。その内訳としては10代が16人中10人と最も多い。



(2) 児童ポルノ事犯の検挙を通じて新たに特定された被害児童数の推移（製造手段別）

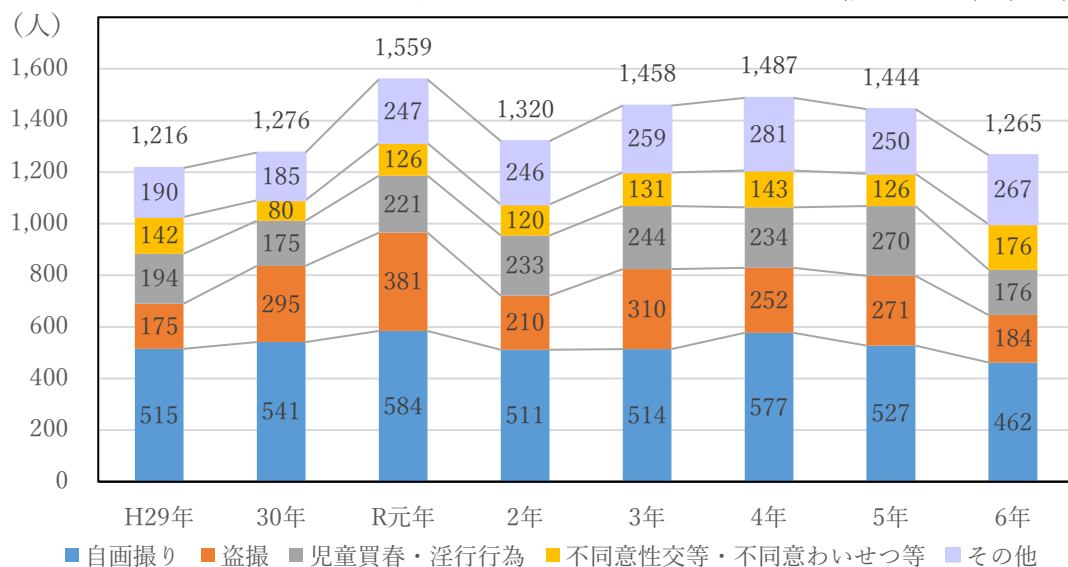
①全国

児童ポルノ事犯の検挙を通じて、新たに被害が確認された児童の数について、自画撮り（※）、盗撮、児童買春・淫行等の態様（製造手段別）により見た場合、平成29年の1,216人から、令和元年の1,559人まで増加した後は緩やかな増減を繰り返している状況である。令和6年は1,265人と前年からは179人の減となった。

製造手段別で見た場合、いずれも増減が見られるが、自画撮りによるものが最も多くなっており、平成29年の515人から、令和元年の584人まで増加した後は増減を繰り返している状況である。令和6年は462人と前年からは65人の減となった。

※ だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の被害。

児童ポルノ事犯の検挙を通じて新たに特定された被害児童数の推移（製造手段別）（全国）

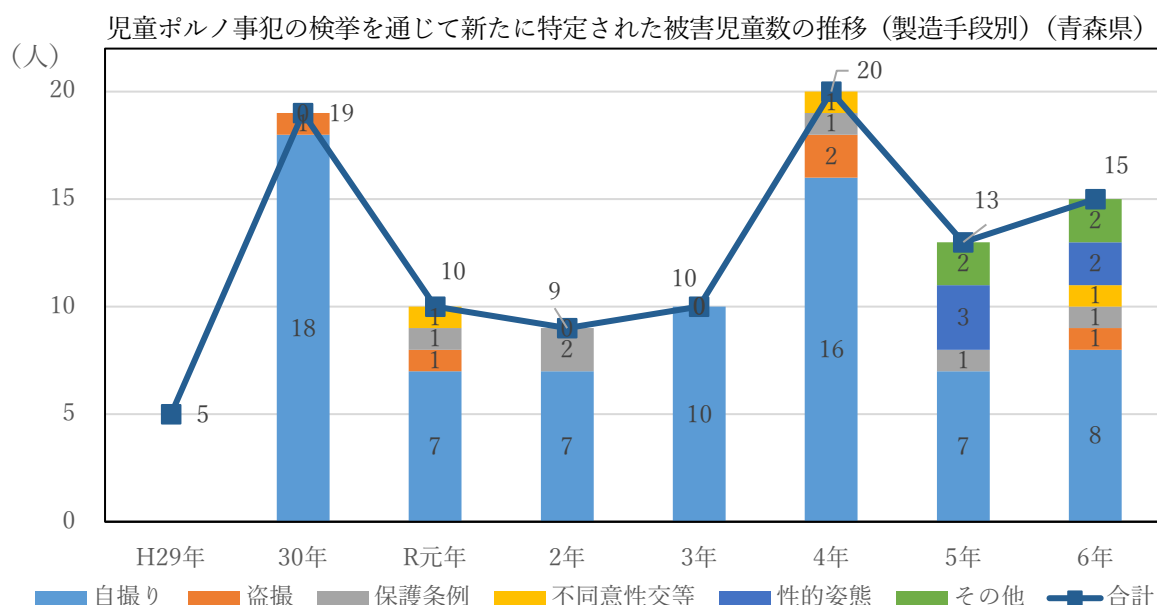


②青森県

児童ポルノ事犯の検挙を通じて、新たに被害が確認された児童の数について、自画撮り、盗撮、児童買春・淫行等の態様（製造手段別）により見た場合、平成29年の5人から、平成30年の19人まで増加した後、令和2年には9人まで減少したものの、その後も増減を繰り返している。

製造手段別で見た場合、いずれも増減が見られるが、自画撮りによるものが最も多くなっており、平成30年の18人から、令和元年には7人まで減少したものの、その後増減を繰り返している。令和6年は8人が自画撮りによるものである。

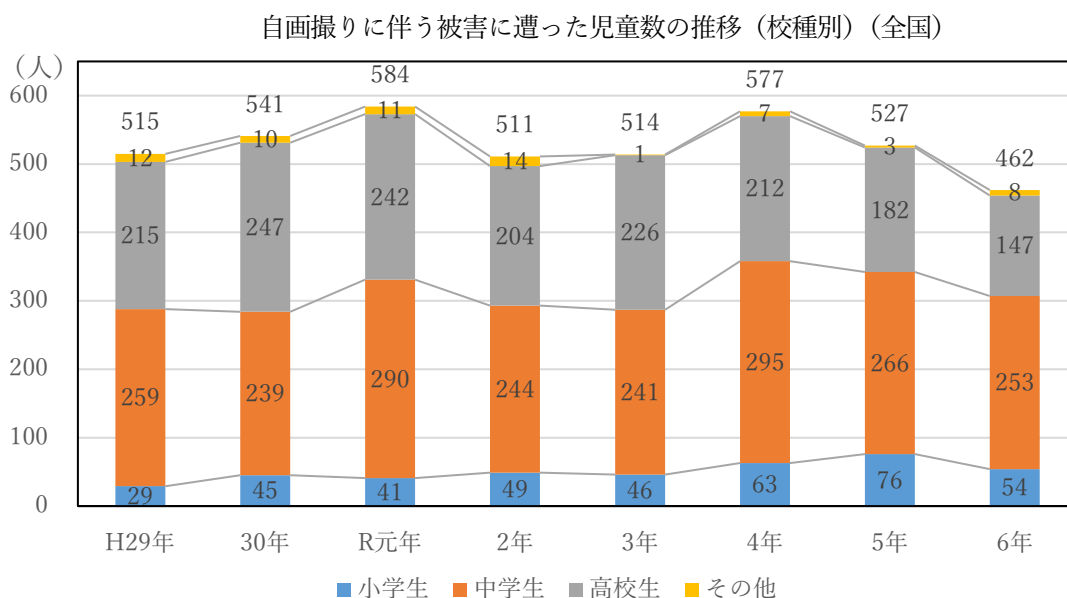
※ 被害児童数は、県内居住の者のほか、県外居住の者（被疑者が県内在住で他県から事件の引継ぎを受ける場合）を含む。



（３）自画撮りに伴う被害に遭った児童（※18歳未満）数の推移（校種別）

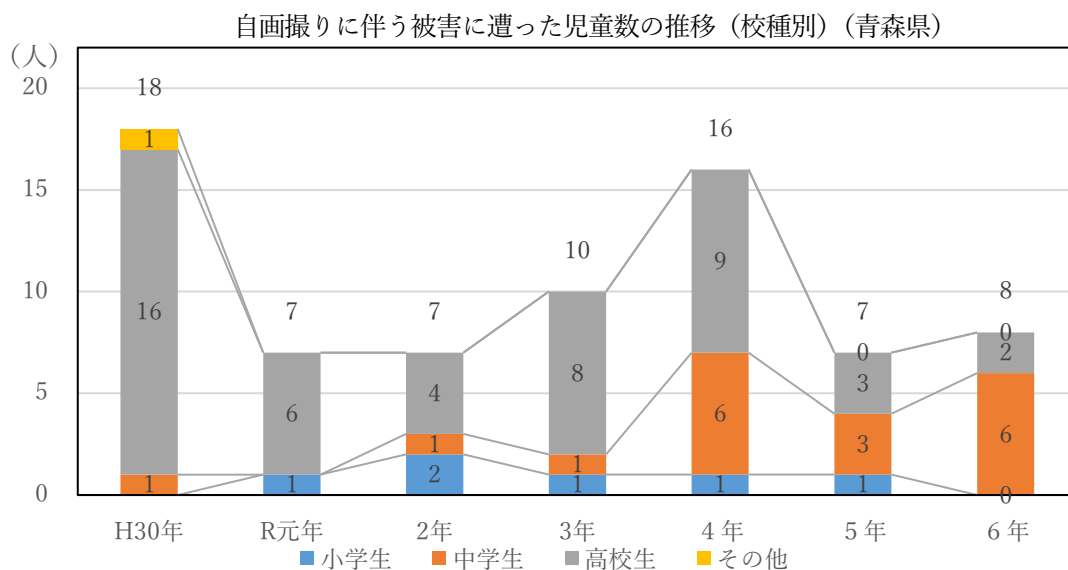
①全国

児童ポルノ事犯の検挙を通じて、新たに被害が確認された児童の数について、自画撮り、盗撮、児童買春・淫行等の態様（製造手段別）のうち、自画撮りについて見た場合、平成29年の515人から、令和元年の584人まで増加した後は緩やかな増減を繰り返している状況である。令和6年は462人と前年からは65人の減となった。校種別で見た場合、いずれも増減が見られるが、高校生と中学生がその大半を占めており、当該2校種を比較した場合は、平成30年を除いていずれの年も中学生の方が多くなっている。また、被害に遭った小学生は、全体における割合は低いものの、増加傾向にある。



②青森県

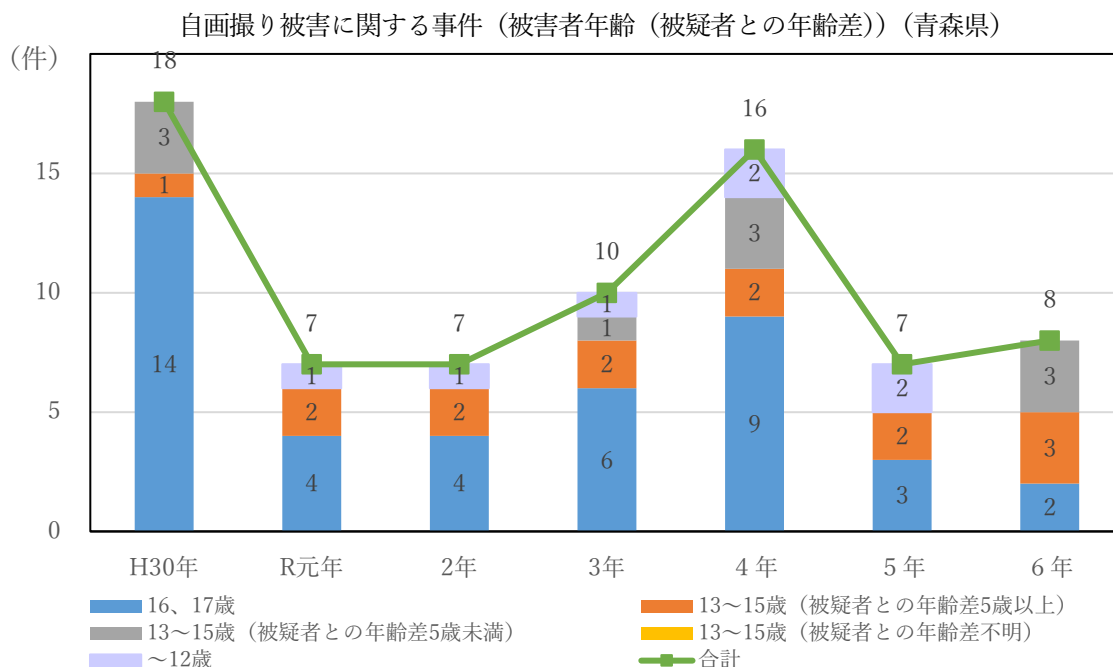
(2) ②の県内被害児童数のうち、自画撮りについて見た場合、平成30年の18人から、令和元年には7人まで減少したものの、その後増減を繰り返している。校種別で見た場合、高校生が最も多い年がほとんどであるが、中学生の被害も増えてきている。



(4) 製造手段が自画撮りである事件件数の推移（被害者年齢階層ごと）（青森県警察本部調べ）

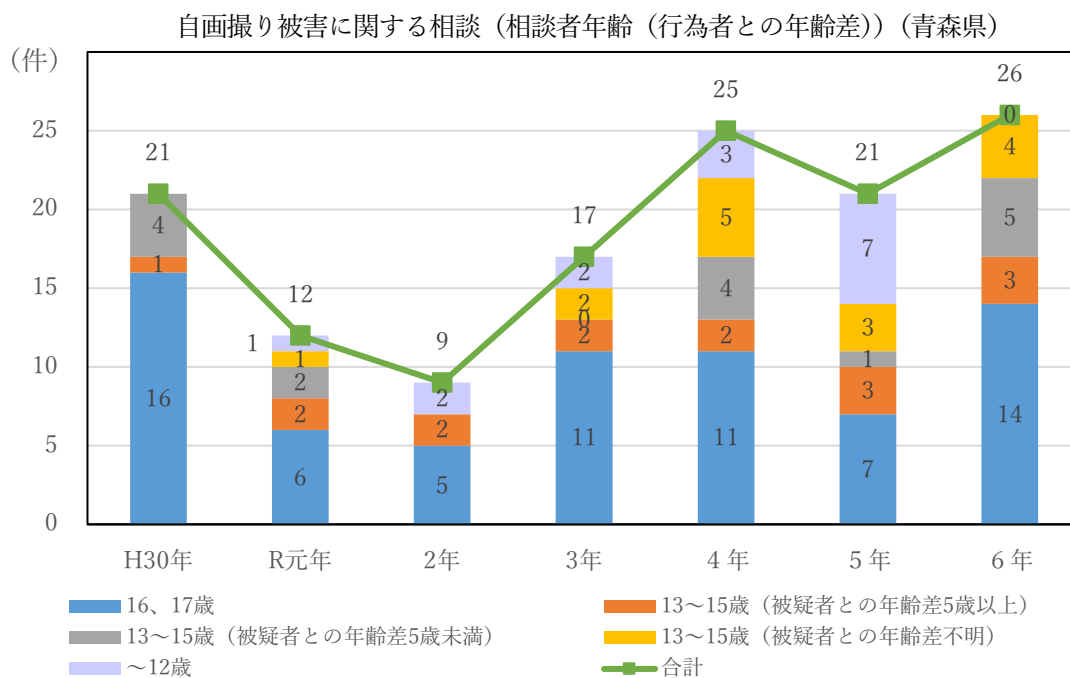
本県において、児童ポルノ事犯により検挙されたもののうち、製造手段が自画撮りである事件の件数は(2)②の県内被害児童数と同様の推移となっており、事件1件当たりの被害児童数は1人となっている。

被害者の年齢階層に16、17歳がいることは留意すべき点である。



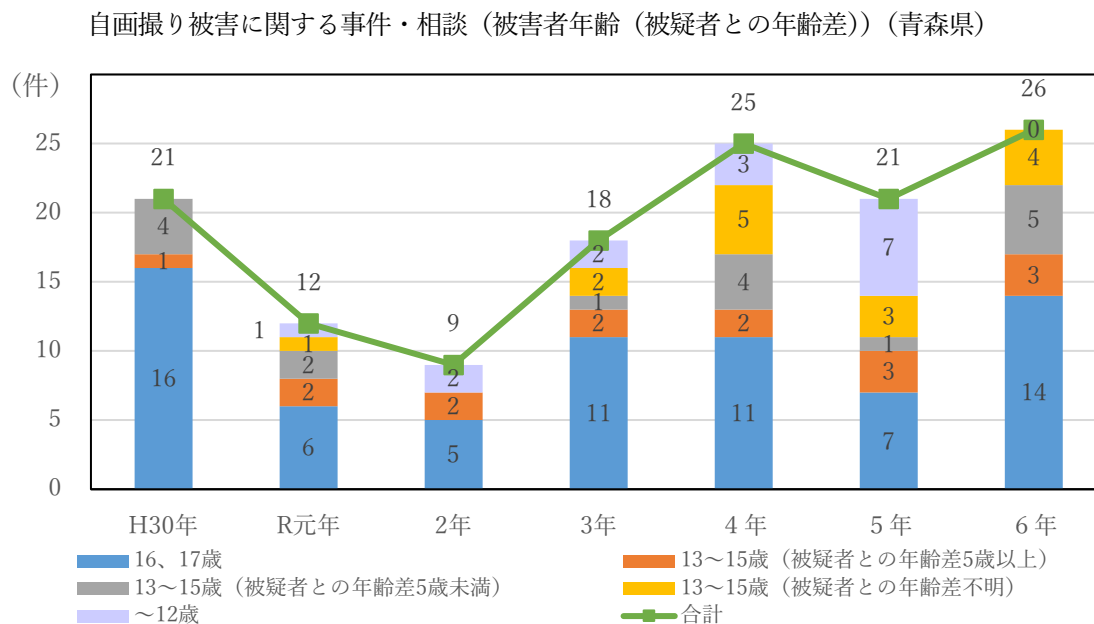
(5) 自画撮りに伴う被害に係る相談件数の推移（相談者年齢階層ごと）（青森県警察本部調べ）

本県における自画撮りに関する相談件数は、件数自体は多くはないものの、全体として増加傾向を示している。その傾向を押し上げているのは、主に15歳以下の事案であるが、16、17歳の事案に係る相談についても各年一定数存在している。



(6) 自画撮りに伴う被害に係る事件、相談の状況（合計件数）

本県における自画撮りに関する事件、相談の合計件数は、平成30年の21件から、令和2年には9件まで減少したものの、その後増加傾向に転じ、令和6年は26件となっている。被害／相談者の内訳としては、緩やかな低年齢化が見て取れるものの、刑法の保護対象外年齢である16、17歳についても一定の割合で事件又は相談が発生している。



2 総括（データから見える課題）

- ・本県の自画撮りに伴う被害・相談の状況をみると、その絶対数は他自治体と比較して多いものではないが、全国の傾向と同様増加傾向が見られる。

（例えば、直近（R7.3）に条例改正を行った愛知県では令和 5 年中の自画撮り被害児童数は 54 人、また、刑法改正後（R6.10）に条例改正を行った広島県では令和 5 年中の児童ポルノ事犯被害者数の内姿態をとらせる方法により製造に該当するものが 37 人。（各県ウェブサイト、青少年健全育成審議会資料より））

- ・被害者の年齢層を見ると、全国的には中学生の割合が大きいところ、本県は高校生の被害・相談の割合が全国に比べて高めである。

令和 5 年の刑法改正により 16 歳未満の者に対する面会要求等の罪が新設されたところであるが、本県ではその保護対象外となる 16～17 歳の青少年の事案が一定数いる状況が見て取れる。

以上のように、現状の刑法及びその関連法のみでは、本県の高校生（≒16～17 歳）や中学生（≒13～15 歳）の自画撮りに係る性被害について、十分に対応できているとは言い難い状況がある。

後述するように刑法上は性交同意年齢ⁱⁱが 16 歳と設定されているものの、それ以上の年齢であっても、実態としては、性的行為に対する認識や思考の未熟さに付け込まれる形で被害を受けている面が否定できない。

また、自由意思に基づく行為を処罰対象から除外する趣旨で設けられた対象者 13～15 歳に対する年齢差 5 年未満の設定についても、一部の事案とはいえその結果もたらされる被害の深刻さ（動画・画像の拡散など）を考えると、被害防止・被害抑止、ひいては青少年の健全育成という社会的観点からこのような被害の起点となる要素・行為をできるだけ取り除き、広く青少年の保護を行っていくことが必要な状況であると言える。

ii 「性交同意年齢」とは、「同意の有無を問わずに性犯罪が成立する年齢」のことを言う。「性交同意」は、性交のみならず、わいせつ行為に対する同意も含む概念である。「性的同意年齢」という表現も可能であるが、刑法改正における法制審議会やその後の学界等の議論では「性交同意年齢」という表現が使われているため、本報告書においても「性交同意年齢」で統一する。

また、性交・わいせつ行為に同意する能力のことは、本報告書では、「性的同意能力」という表現で統一する。「性的同意能力」とは、「性的自由・性的自己決定をするのに必要な能力」のことを指す。上記の年齢との対比では、「性交同意能力」という表現の方がふさわしいかもしれないが、刑法改正をめぐる議論の中では「性的同意能力」という表現が一般的であったため、これに従うこととする。

3 SNS等に起因した青少年の性的被害の防止に関する現行法令とその状況

(1) 刑法等改正（性交同意年齢の引上げ等）

①改正の経緯

平成29年6月に成立した刑法の一部を改正する法律において、その施行後3年を目途に実情や施行後の状況を勘案し、必要あるときは所要の措置を講ずるとしていたところ、法務省においてワーキンググループによるヒアリングや各種調査研究を実施、その後検討会による報告書が取りまとめられ、令和3年9月に法務大臣から法制審議会に対し、性犯罪に対処するための法整備に関する諮問が寄せられた。

法制審議会においては刑事法（性犯罪関係）部会における専門的な調査審議が行われ（合計14回）、令和5年2月法務大臣に対し答申、その後法務省での所要の立案作業、閣議決定等を経つつ、一部修正の上、令和5年6月16日に「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」が成立、令和5年7月13日に施行された。

②改正及び新法の概要

ア 刑法の一部改正

（ア）強制わいせつ罪・強姦性交等罪の要件の改正

（性交同意年齢の13歳から16歳への引上げを含む）

（イ）16歳未満の者に対する面会要求等の罪の新設

イ 刑事訴訟法の一部改正

（ア）性犯罪の公訴時効期間の延長

（イ）被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体の証拠能力の特則の新設

ウ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行

（ア）罰則の新設

性的姿態等撮影罪、性的影像記録提供等罪、性的影像記録保管罪、性的姿態等影像送信罪、性的姿態等影像記録罪

（イ）複写物の没収

（ウ）行政手続としての消去・廃棄

(2) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法）

- ・児童ポルノ禁止法（第7条）の規制対象行為は、性的好奇心充足目的所持・保管（1項）、提供（2項）、提供目的製造等（3項）、製造（4項）、盗撮による製造（5

項)、不特定多数提供・公然陳列(6項)、不特定多数提供目的製造等(7項)、不特定多数提供目的輸出入(8項)となっている。

これらの行為態様のうち、本稿において関連が想定されるのは「製造」である。「製造」とは、「児童ポルノを作出すること」とされており、「自画撮り」をして送信させる行為は、「製造」の正犯と捉えることが可能であり、「自画撮り」をさせて送信をさせれば、「児童ポルノ禁止法」によって処罰が可能である。

- ・児童ポルノ禁止法の保護法益は、個々の児童の性的権利を搾取や虐待から守ることであるが、同時に、個々の児童に対する性的搾取や性的虐待を取り締まることによって児童を性欲の対象として扱うような風潮が制圧されるということも想定されており、児童一般の健全な育成という社会的利益も考慮されているとされており、法益の面でも一部条例と重複する。

(3) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(性的姿態撮影等処罰法)

- ・性的姿態撮影等処罰法ではいくつかの態様を示して、人の性的姿態を撮影する行為を禁じている。禁じている行為は、行為者の撮影行為であり、被害者による自画撮りではないことから、規制行為の直接の比較対象となるものではないが、撮影する対象内容の定義については近似する内容が含まれることから、関連法規として検討考慮する必要がある。
- ・性的姿態撮影等処罰法で対象となるのは、「性的な部位等」と「わいせつな行為又は性交等がされている間における人の姿態」である。

これに対して、改正刑法第182条第3項の対象は、「性交、肛門性交又は口腔性交をする姿態」と「膣又は肛門に身体の一部(陰茎を除く。)又は物を挿入し又は挿入される姿態、性的な部位(性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下この号において同じ。)を触り又は触られる姿態、性的な部位を露出した姿態その他の姿態」である。

また、児童ポルノ禁止法の対象は、「児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態」「他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態」「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態」となっている。

(4) その他：青少年のインターネット利用に関する第6次基本計画

2009年に第1次が策定された標記計画について、令和6年9月9日に、第6次基本計画が決定された(3年ごとに見直し)もの。

(第6次基本計画の概要)

- ・「インターネットは危険だから使わせない」といった過度な制限ではなく、フィルタリングの活用などで「賢く正しく使う」ことを前提とした施策を推進することが明記されている。
- ・ネット利用の低年齢化が進む中、有害サイトを遮断するフィルタリングの活用が十分に進んでいるとは言えないとの言及あり。(こども家庭庁実施「青少年のインターネット利用環境実態調査」の令和6年度(2025年3月公表)の調査結果によると、青少年(10～17歳)のフィルタリング利用率は45.8%。)これに対応する内容として、計画では、フィルタリング利用に向けて周知・啓発を行うことや、SNS事業者等への有害情報閲覧防止措置を講じるよう促すことなどを盛り込んでいる。
- ・生成AI等を利用した偽・誤情報が巧妙化しているとして、「リテラシー向上を推進する」と強調している。

4 SNS等に起因した青少年の性的被害の防止に関する県の取組

(1) ネットモラル・ネットリテラシーに関する普及啓発事業

ア 令和元・2年度

(ア) 事業名 青少年の安全・安心なネット利用環境づくり推進事業

(イ) 予算額 令和元年度 6,690 千円
令和2年度 4,560 千円

(ウ) 事業内容

青少年・男女共同参画課	青少年の適切なネット利用に対する社会全体の関心を高め、SNS等を介したいじめや犯罪被害を未然に防止するため、安全・安心なネット利用環境づくりの啓発キャンペーンを実施した。
教育庁 学校教育課	いじめ防止を目的に、児童生徒・保護者向けの指導啓発用リーフレットを作成し、その活用に向け、学校・PTA団体等で講演会等の啓発活動を行った。
県警本部 少年女性安全課	児童生徒・保護者に対して、ネットを介したいじめや犯罪被害等の現状と危険性を周知し、ネットモラル・ネットリテラシーの向上を図るため、フォーラム開催や動画の作成・配信を行った。

イ 令和3・4年度

(ア) 事業名 青少年のネットセーフティ向上推進事業

(イ) 予算額 令和3年度 6,597 千円

令和4年度 5,185 千円

(ウ) 事業内容

青少年・男女共同参画課	青少年・保護者に対し、ネット利用に関する注意喚起を行うとともに、フィルタリング設定や家庭でのルールづくりを促すキャンペーン、民間事業者と連携した啓発活動を実施した。
県警本部 生活安全企画課	ネットモラル・ネットリテラシーを育て、ネットを介したいじめや犯罪被害の抑止を図ることを目的に、小学5、6年生を対象にネット利用勉強会を開催するとともに、開催結果をまとめたリーフレットを県内各小学校へ配布し、児童・保護者等の意識向上を図った。

ウ 令和5～7年度

(ア) 事業名 青少年のネットセーフティ加速化事業

(イ) 予算額 令和5年度 5,632 千円

令和6年度 6,761 千円

(ウ) 事業内容

R5: 青少年・男女共同参画課 R6,7: 県民活躍推進課	青少年の安全・安心なネット利用を推進するために、保護者向けのハンドブックを作成し、家庭でのルールづくりや、フィルタリング設定を促すほか、民間事業者との連携による効果的な啓発活動を実施する。
県警本部 生活安全企画課	ネット利用に起因する犯罪被害・加害防止を図ることを目的に、高校生対象の研修会を開催するとともに、開催結果をまとめたリーフレットを作成し、県内全高校生へ配布する。また、高校生の意識啓発のためのキャッチコピーを活用した広報ポスター等の掲示を通じて、広く意識向上を図る。

(2) ネットモラル・ネットリテラシーに関する普及啓発事業以外（県警本部）

- ・ 県民の命と暮らしを守る犯罪等に強い環境・地域作り推進事業（R6～8年度）
- ・ 通信事業者に対するフィルタリング普及依頼

- ・ 合同サポートチームによる小中高の児童・生徒、保護者に対する「情報モラル教室」の実施
- ・ 各警察職員による非行防止・情報モラル講話
- ・ 県警 Web ページ、SNS 等を活用した広報啓発
- ・ サイバーパトロールによる注意喚起
- ・ 福祉犯取締りの強化

(3) 相談窓口の開設・運用

- ・ 24 時間子供 SOS ダイヤル（教育庁）
- ・ 少年サポートセンター（県警本部）

5 他県の実施状況

(1) 非行助長行為の禁止（面会要求行為の規制関連）

別添資料 1 「非行助長行為の禁止に関する規定状況」のとおり。

- ・ 令和 7 年 7 月現在、9 県が非行助長行為の禁止といった名目で淫行やわいせつ行為につながるような行為を禁じている。
- ・ うち、令和 5 年の刑法改正内容を念頭に行為規制の設定を行っているのは広島県のみ。

(2) 自画撮り要求行為の規制

別添資料 2 「児童ポルノ等の影響を求める行為等の禁止に関する規定状況」のとおり

- ・ 令和 7 年 7 月現在、41 都道府県が自画撮り要求行為の禁止規定を設定している。
- ・ うち、令和 5 年の刑法改正後に当該改正を行ったのは、滋賀県、岡山県、広島県及び愛知県。

(3) 有害情報閲覧抑止義務及び事業者等へのフィルタリング説明義務化等について

別添資料 3 「インターネット利用環境整備に関する規定状況」のとおり

- ・ 令和 7 年 7 月現在、ほぼすべての都道府県において、保護者等の大人やインターネット接続サービス提供事業者等への青少年の有害情報閲覧抑止のための努力義務を課している。
- ・ うち、多くの都道府県では、フィルタリングといった具体の手法についても言及している。
- ・ 同じく令和 7 年 7 月現在、フィルタリングの実装に当たり、青少年インターネット環境整備法第 14 条の規定による説明の際、当該内容を記した書面（電磁的記録を含む）交付を義務付けているのは 36 都道府県。

- ・一方、青少年インターネット整備法第15条但し書きにおけるフィルタリング不要の申出の書面提出を義務付けているのは38都道府県（上記36+愛知県、三重県）。
 - ・これらの書面に係る保管・保存義務は上記の38都道府県すべて（愛知県及び三重県については保護者が提出した申出書のみが対象）で設定されている。
 - ・上記38都道府県のうち、義務違反者等への知事からの勧告、公表を行う旨規定しているのは35都道府県（愛知県及び三重県については保護者の申出書関係のみが対象）。勧告のみが1府2県。
 - ・当該項目に係る知事の立入調査について、項目明記で設定しているのは25道府県、明記はしていないものの条例全体で必要があればそれを可能としているところは15都道府県。立入調査について、限定列举で設定しているが本件関係の項目が記載されていないところは6都県。
- ※なお、(3)については、本稿の直接の検討対象ではないが、第5章-第3 その他の中で関連項目として対応に係る所見を述べる。

（参考）青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（抜粋）

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務）

第十四条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年である場合にあっては当該青少年に対し、役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方がその青少年の保護者である場合にあっては当該保護者に対し、次に掲げる事項について、説明しなければならない。

一 携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨

二 青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性及び内容並びに第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置の必要性及び内容

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務）

第十五条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、役務提供契約の相手方又は役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

第2 SNS等に起因した青少年の性的被害の防止に向けた課題

1 現状から見える課題

- ・近年 SNS 等インターネットを端緒とした青少年の性的被害（相談含めて）が増加。
- ・その中心は自画撮り被害であり、被害者年齢層は中高生（13～18 歳）が過半。
- ・被害者にならないための啓発・教育は県関係機関で様々実施中。また、フィルタリング等の技術的な対策も啓発・教育による保護者の意識頼みであり、啓発等による取組だけでの抑止は限界にきている。
 - 被害に遭うこどもの多くは、家庭環境などで問題があり、逸脱行動が見られる。保護者の目が行き届かない⇒こどものインターネット利用環境のメンテナンスが滞る→ネットを利用しての逸脱行動→被害、といった相関関係が見て取れる。
 - 一口にフィルタリングといってもその内容等は様々で、また、技術の進歩・変化もめまぐるしいため、一般的なインターネットの知識だけでは理解が難しくなっており、保護者の負担はますます大きくなってきている。また、こどもの成長に合わせたこまめなメンテナンスが重要であるが、それをきちんと行うにも保護者の負担は非常に大きいものとなっている。

2 SNS等に起因した青少年の性的被害対策において内包する課題

（1）「青少年の性的被害」という事象の性質、影響の大きさ等

- ・青少年の性的被害は、たった1件であっても、被害者にとって非常に深刻なものであり、中には一生苦しむ人もいることを考えると、「件数が少ないからまだ規制を強化する段階にない」「増えたら検討する」といった思考は、およそ適さない。
- ・とりわけ、その多くを占める自画撮りに至っては、その画像を公開、多数送信等により拡散され、いわゆる二次被害（不特定多数者の閲覧、デジタルタトゥー等）を生じさせることもある非常に重大な被害と言える。
- ・最終的には、青少年の保護の「必要性」をどう考えるかが問題となる。つまり、「こどもまんなか」を謳う青森県が、どこまで青少年の保護について考えるかが問われていると考えられる。他都道府県が積極的に条例を整備して、青少年の保護を厚くしていく中で、青森県ではそれが「必要でない」とする積極的な理由は見出し難いとする。

（2）「暗数」という問題

- ・性犯罪に関しては、暗数の問題がある。つまり、性被害を受けても、それが公的機関への届出に繋がらず、数字上に表れてこないという指摘である。
- ・近年のいくつかの調査でも、そのことが浮き彫りになっている。
 - 法務総合研究所「犯罪被害実態（暗数）調査」の第5回調査の結果

- リベルス・コンサルティング『若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果報告書』（2022 年）
- 内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」（2023 年）
- ・少なくとも、3 つの調査の結果からは、性的な犯罪について、公的機関に届けられる件数は少なく、被害者の半分前後はどこにも、誰にも相談されないままであるということが分かる。
- ・現在、相談件数等が少ないことは、立法する必要性を減じる方向に傾くかもしれない。しかし、性的な行為については、その内容の性質上上記のとおり暗数の問題があり、この点を抜きにして現実の数字だけで判断すべきではない。

（3）令和 5 年改正刑法における性交同意年齢の設定の変更（13 歳から 16 歳へ）及び性的グルーミング罪（第 182 条）の適用年齢・範囲等の問題点

- ・性交同意年齢の下限を 13 歳から 16 歳に引き上げ、16 才未満を保護対象とした。
- ・被害者と加害者の間での対等性の観点から、13 歳以上 16 歳未満の者が被害者の場合は、5 歳以上の年齢差を要件とした。
- ・この 16 歳という年齢設定については、法制審議会においても議論がなされ、18 歳とする主張もあったものの、究極的には個人的法益の保護を目的とする刑法の趣旨から保護の最低限のライン（中学生）であることを理由に 16 歳という線引きがなされた。また、年齢差についても、非対等性を確認できる実質的要件を表現しきれないとの結論から形式的要件としてグレーゾーンが生じ得ない確実なラインとして 5 年という数字が設定されたもので、明確な根拠がある年齢差ではない。
- ・また、この性交同意年齢（16 歳）に引きずられる形で、性的グルーミング罪においても、16 才未満が対象となり、16 歳、17 歳は保護の対象外となった。特に面会要求行為については、不同意わいせつ罪、不同意性交等罪の予備罪的性格を有していることから、16 歳、17 歳の者にわいせつな行為をする目的で面会を要求すれば本罪が成立するが、進んでわいせつ行為をすると処罰されないという矛盾が生じることになる。このような事態は刑法的に整合的ではないとされ、不同意わいせつ罪、不同意性交等罪と同様「16 歳未満の者」となったのである。
- ・以上のとおり、性交同意年齢の設定の「16 歳」という年齢については、議論がまとまり切れない中での最低ラインとしての線引きであったことが見て取れる。これらを含めた改正刑法については 5 年後に見直しの議論をすることとされているが、見直しが行われるまでの間、16 歳未満と同様に保護されるべき 16~17 歳を保護対象の外に置くことは、刑法と異なり、社会的法益の保護をも趣旨としている青少年健全育成条例の観点からは許されるべきではない。

- ・刑法の見直しは早く令和 10（2028）年とされており、（１）の観点からも、その間本県の 16～17 歳の青少年がこれらの被害に遭うことを容認すべきでないと考ええる。

（４）他県の状況から見た本県の青少年保護

- ・多くの都道府県では、刑法改正に先駆けて、自画撮り要求行為については行為規制を条例で設定している。条例の適用範囲は属地主義が原則であることから、同一の行為がなされていても、青森県内ではそれを検挙、処罰を行うことはできない。このような反社会的行為に対する取扱いが同一国内でこのように不均衡が生じることは好ましいことではない。一義的には国が対応すべきであるとの意見もあり得るが、他県の多くが規制を行っている中で本県の青少年が、本県条例に当該行為を罰する規定が存在しないため加害者に狙われやすい状況を放置してはならないと考ええる。

第3章 課題への対応検討

第1 啓発・相談関係

本項については、第2章-第1-4に記載のとおり、これまで県の関係各機関が各種連携等を行いながら取組を実施しているところである。

しかしながら、普及啓発対象となる保護者や青少年は、年毎に入れ替わりがあること、また青少年の成長や ICT の進歩に伴って必要とされる情報が指数関数的に増えていくことなどから、抑止の決定的な対策とはなり得ていない。

ただ、インターネットの適正利用、ネットセーフティのための対策は、本来的には何か一つ効果的な対策を施せば足りるというものではなく、あらゆる方向・分野から複数の方策を実行する総力戦的な対策を行うべき性質のものであるので、上記の状況を以て対策無効との評価をすることは適切ではない。

対象捕捉方法や実施方法の工夫などを行いながら、啓発・相談関係の取組についてはこれまで以上に力を入れて取組を継続すべきである。

特に、相談対応については、青少年或いはその保護者がトラブル等の予兆・気配を少しでも感じたときに、すぐ、気軽に相談できるような体制（窓口認知、即時的な応答等）であることが重要であると思われるので、体制の強化・充実を求めたい。

第2 技術的対策

現状、SNS については、プラットフォーム側では使用者の年齢認証強化等で10代の利用者を特定するといった対策を行っているが、年齢を偽って登録するなどの行為とのいたちごっこの状況であり、万全とはいえない。

自衛として一般的と言われるフィルタリングについても、端末なのか回線なのか、回線のうち携帯キャリアなのか Wi-Fi なのか、といったように技術的にかなり細分化・複雑化している状況があり、保護者にとって知識的な負荷が非常に大きい。また、フィルタリングは、最初だけでなく継続的に行うメンテナンスがその要であり、保護者の ICT 知識や管理のマメさに多分に依存した対応というものは既に限界にきているものと考えられる。

攻撃する方は弱いところから攻めてくるので、対策として推奨するフィルタリングの実態としての脆弱性を把握しているのであれば、それをフォローすべき方策を検討する必要があるものと考ええる。

前項で述べた啓発取組はそれを克服するための取組としては非常に重要であり、リテラシーを涵養していくことで個々が行う技術的対策のレベルの底上げを図ることは重要であるが、日進月歩、変化目まぐるしい技術発展をすべての保護者がキャッチアップして対策していくことは事実上困難であることが見えてくる。

技術的対策は、うまく嵌れば非常に効果的な対策ではあるが、そこに至るまでのリテラシー向上や、継続的なメンテナンスを可能とする知識のアップデートとの両輪で初めて実現する性質のものであることを理解する必要がある。

啓発も必要、フィルタリング等の技術も必要、しかし、それだけでは埋められないところ（＝弱点）を更に突いてくるというのであれば、行為規制（法整備）というところが、補強として必要になるのではないかと考える。複合的に全部を対策する中の1つとして行為規制を検討することは本題の検討において有意に働くものとする。

第3 条例改正による行為の規制

1 条例改正の必要性

（1）被害状況や現在の対策の状況から

- ・ SNS 等に起因した青少年の性的被害（相談含む）は増加傾向。その中心は自画撮り被害であり、中高生の被害が多い。
- ・ 関係機関では被害を受けないための啓発教育や、保護者への技術的対策の啓発活動などが行われているが、顕著な抑止効果には至っていない。

これらの対策は、判断力が未熟とされる青少年本人や、一般的なインターネット知識しか保有していない保護者の努力に大きく依存している対策であり、特に技術的な部分については急速に複雑化・高度化している状況となっていることから、啓発活動の重点化だけでは限界にきている。

（2）被害の性質から

- ・ 青少年の性的被害という事象の性質、後から現れる影響の大きさ等を考慮した保護体制が必要な時期に来ている。
 - たとえ1件であっても、被害者となった本人には一生残る傷となる可能性
 - 画像流出などが発生した場合の二次被害、削除しても消しきれないため後年の更なる被害の可能性
- ・ 統計には表れない「暗数」を考慮すべきテーマであり、事象を矮小的評価すべきでない。近年のいくつかの調査でも、そのことが浮き彫りになっている。
 - 2000 年以降、法務省の法務総合研究所で実施している「犯罪被害実態（暗数）調査」の第5回調査の結果は、法務総合研究所『第5回犯罪被害実態（暗数）調査—安全・安心な社会づくりのための基礎調査—』（2020 年）として取りまとめられている。この調査では、調査対象者 3,500 人のうち過去5年間に「性的な被害」に遭ったことがあると答えたのは 35 人であり、この 35 人に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が 5 人、「いいえ」が 28 人、無回答が 2 人であった。同報告書で

は、「被害に遭った人に占める被害を届け出なかった人の割合は 80.0%（第 1 回調査 87.1%、第 2 回調査 77.8%、第 3 回調査 76.0%、第 4 回調査 74.1%）であり、依然として、届出をした人の割合（14.3%）を大きく上回っている」としている（同報告書 92 頁以下）。なお、第 6 回調査は、2024 年に実施されているが、現時点では概要のみ示されている。本調査では、対象者 4,179 人中「性的な被害」に遭ったことがあるのは 20 人で、そのうち、捜査機関への被害申告をしたのは 5 人であった。

- 「令和 3 年度若年層に対する性暴力の予防啓発相談事業」として実施された、リベルタス・コンサルティング『若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果報告書』（2022 年）によれば、性暴力被害の相談状況として、「どこ（だれ）にも相談しなかった」割合は「全体」で 47.3%であった。警察に相談したのは 5.6%にとどまる（同報告書 27 頁以下）。とくに、「情報ツールを用いた性暴力」の被害者については、55.9%が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しており、警察に相談したのは 2.7%に止まる（同報告書 57 頁以下）。なお本調査によれば、「情報ツールを用いた性暴力」の被害者の 48.9%が 16 歳～18 歳の高校生であった。
- 内閣府男女共同参画局が 3 年に一度行っている「男女間における暴力に関する調査」は、2023 年に実施されている。この内容をまとめたのが、内閣府男女共同参画局『男女間における暴力に関する調査報告書』（2024 年）である。この調査の中では、2,950 人中、「不同意性交等をされた被害経験」のある人は 140 人（4.7%）であり、そのうち、その被害経験を「どこ（だれ）にも相談しなかった」人は 55.7%となっている。「警察に連絡・相談した」は、1.4%に止まる（同報告書 78 頁以下）。

少なくとも、3 つの調査の結果からは、性的な犯罪について、公的機関に届けられる件数は少なく、半分前後はどこにも、誰にも相談されないままであるということが分かる。

- ・ 令和 5 年の刑法改正による性的グルーミング罪の新設に係る影響として、保護対象年齢が 16 歳未満であり、また、13 歳以上 16 歳未満については行為者との年齢差が 5 年未満の場合は保護対象外となることなど、適用年齢の範囲について、青少年保護の観点から不十分ともいえる取扱が生じている。

（3）実務の面からの必要性、制定の意義

- ・ 条例に規定を設けることは、警察による捜査を可能にするという点がメリットとなる。現状では、警察に相談があっても（他の法規で対応可能な場合を除いて）十分な対応が取れない。

- ・最終的には、青少年の保護の「必要性」をどう考えるかが問題となる。つまり、「こどもまんなか」を謳う青森県が、どこまで青少年の保護について考えるかが問われている。
- ・制定すること、それを広報周知することが抑止につながる。啓発・教育とセットで行われることで、被害者となり得る青少年をそういった場面や人に近づけさせない抑止活動が可能となる。併せて、罰則規定の効果として加害行為の抑止が期待される。
- ・抑止効果は、あらゆる施策の総合力で高められるもの。加害する側、攻撃する側は弱いところを突いてくるものであり、常にいたちごっことなることが前提であることから、A100%→B100%→C という進め方ではなく。A も B も C もとできるところから取組を拡げていくという進め方が妥当である。

2 法律と条例との関係の整理

(1) 法律と条例の関係（一般論）

○日本国憲法

第 94 条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

○地方自治法

第 14 条第 3 項 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2 年以下の拘禁刑、100 万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は 5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

- ・地方自治法 14 条に基づく条例の制定は合憲であるとするのが、判例の立場（最大判昭 37・5・30 刑集 16 巻 5 号 577 頁）である。
- ・問題となるのは、《1》国の法律に規定がない場合、《2》国の法律と条例が競合する場合に、条例に罰則を設けることが可能か否かである。この点について、判例（最大判昭 50・9・10 刑集 29 巻 8 号 489 頁）は、《1》について、国が放置すべきと解している場合には、法律に違反することになる。
《2》について、両者が別の目的に基づくものである場合、あるいは国の法律が地方実情に応じて別に規制することを容認する趣旨であると解される場合は、法律と矛盾することはない。
と判断している。

(2) 青少年健全育成条例と青少年の性的自由の関係

- ・従来、刑法は被害者が13歳未満である場合、その同意は無効であるとしてきた。したがって、その同意を得てわいせつ行為や性交等をしたとしても犯罪は成立するとされてきた。反対に、刑法上13歳以上の者については、性的な同意は有効であると考えられてきた。しかし、条例におけるいわゆる「淫行規定」は、18歳未満の者に対して「淫行」「わいせつ」行為をした場合を処罰してきた。これは、ある意味で、青少年の性的な自由を制限するものである。
- ・判例は、「一般に青少年が、その心身の未成熟や発育程度の不均衡から、精神的に未だ十分に安定していないため、性行為等によつて精神的な痛手を受け易く、また、その痛手からの回復が困難となりがちである等の事情にかんがみ、青少年の健全な育成を図るため、青少年を対象としてなされる性行為等のうち、その育成を阻害するおそれのあるものとして社会通念上非難を受けるべき性質のものを禁止することとしたものである」（最大判昭60・10・23 刑集29巻8号489頁）として、このような規制を是認し得るとしている。
- ・刑法の任務は、社会秩序の維持と法益の保護にあると考えられ、とくに176条以下の規定は、個人の性的自己決定を保護するという「個人的法益」の保護に重点が置かれている。他方で、青少年健全育成条例（青少年保護育成条例）の目的は、「青少年の健全な育成を図るため」であり、その目的が異なっている。
- ・青森県青少年健全育成条例では、行為者が青少年である場合には、罰則が適用されないこととなっており（第33条参照）、結果として、青少年の性的自由は最終的には事実上担保されている。

(3) 今回条例改正しようとする内容についての法律と条例の関係（(1) + (2)）

- ・法律（刑法）と条例の関係について、今回の内容は国の法律に規定がない場合に当たる。この場合、国が放置すべきと解している場合には、法律に違反することになる。まず、「国が放置すべきと解している場合」に当たるか否かを検討する必要がある。
 - ・法制審議会の議論状況を前提とする限り、放置すべきとしているとは考えられない。とくに、性的グルーミングに関する議論では、他の刑法上の規定との整合性を考えて立法化が見送られているため、国が放置すべきと考えたとは言えないと思われる。
 - ・前掲最大判昭60・10・23を前提とする限り、「青少年の健全な育成を図るため」であれば、条例で刑法を超える制約を課すことは可能であると考えられる。
- ※児童ポルノ禁止法や性的姿態撮影等処罰法など特別法との関係に関しては、詳細後述する（第4章第2の4）。

(4) 刑法の性交同意年齢(16歳)との関係

○刑法

第176条 次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、6月以上十年以下の拘禁刑に処する。

- 一 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。
- 二 心身の障害を生じさせること又はそれがあること。
- 三 アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。
- 四 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。
- 五 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。
- 六 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕がくさせること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。
- 七 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。
- 八 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。

3 16歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者(当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。)も、第1項と同様とする。

第177条 前条第1項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛こう門性交、口腔くう性交又は膣ちつ若しくは肛門に身体の一部(陰茎を除く。)若しくは物を挿入する行為であってわいせつなもの(以下この条及び第百七十九条第二項において「性交等」という。)をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、5年以上の有期拘禁刑に処する。

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、前項と同様とする。

3 16歳未満の者に対し、性交等をした者(当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた

者に限る。)も、第1項と同様とする。

- ・法制審議会の議論では、性的同意能力ⁱⁱⁱを「(1)行為の性的な意味を認識する能力」「(2)行為が自己に及ぼす影響を理解する能力」「(3)性的行為に向けた相手方からの働きかけに的確に対処する能力」の3つの能力に分けて検討している。最終的には、「(1)行為の性的な意味を認識する能力」と(2)と(3)を併せて「(2) 行為の相手方との関係において、行為が自己に及ぼす影響について自律的に考えて理解したり、その結果に基づいて相手方に対処する能力」の2つが必要であるとしている。
- ・上記の検討を踏まえて、まず、13歳未満の者については(1)の能力が備わっておらず、有効に自由な意思決定をする前提となる能力が一律に欠けるとする。これに対して、13歳以上16歳未満の者については(1)の能力が一律に欠ける訳ではないものの、(2)の能力が不十分であり、相手方との関係が対等でなければ、有効に自由な意思決定ができる前提となる能力に欠けることになる。
- ・以上を踏まえて、16歳未満の者については、性的行為について有効に自由な意思決定をする前提となる能力が十分に備わっているとは言えないことから、性交同意年齢を「13歳未満」から「16歳未満」に引き上げた。

※法制審議会が前提とした、「行為の性的な意味を認識する能力」と「行為の相手方との関係において、行為が自己に及ぼす影響について自律的に考えて理解したり、その結果に基づいて相手方に対処する能力」は、16歳以上18歳未満の者には備わっているものなのか、仮にある程度備わっているとしても、「青少年の健全な育成を図るために」、後見的な立場から処罰規定を作り、青少年を保護する必要があるのか/ないのかの検討（社会学や心理学・精神医学の専門的な知見が必要）は追って詳述する（第4章第2の2）。

iii (P7脚注に同じ)「性交同意年齢」とは、「同意の有無を問わずに性犯罪が成立する年齢」のことを言う。「性交同意」は、性交のみならず、わいせつ行為に対する同意も含む概念である。「性的同意年齢」という表現も可能であるが、刑法改正における法制審議会やその後の学界等の議論では「性交同意年齢」という表現が使われているため、本報告書においても「性交同意年齢」で統一する。

また、性交・わいせつ行為に同意する能力のことは、本報告書では、「性的同意能力」という表現で統一する。「性的同意能力」とは、「性的自由・性的自己決定をするのに必要な能力」のことを指す。上記の年齢との対比では、「性交同意能力」という表現の方がふさわしいかもしれないが、刑法改正をめぐる議論の中では「性的同意能力」という表現が一般的であったため、これに従うこととする。

(5) 刑法の5歳差要件との関係

- ・法制審議会の議論では、被害者と加害者の間での「対等性」が問題となっていた。
 - ・当初は、「年齢差」という形式的な要件と「対処能力が不十分であることに乗じて」という実質的な要件が検討された。年齢差に関しては「1歳差」あるいは「3歳差」が適切であるという意見もあったが、最終的には、対等な関係となることがまずあり得ないという理由から「5歳以上の年齢差」という形式的要件が選択された。
 - ・13歳以上16歳未満の者については、相手方との間に対等な関係があり得ず、有効に自由な意思決定をする前提となる能力に欠ける場合に限って処罰する観点から、13歳以上16歳未満の者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者を処罰対象とすることにしたものである。
 - ・なお、衆議院、参議院とも附帯決議の中で「13歳以上16歳未満の者に対する5歳以上年長の者の性的行為を処罰することとしているのは、両者の間におよそ『対等な関係』があり得ないと考えられることによるものであって、両者の年齢差が5歳差未満であれば『対等な関係』であるとするものではないのである」として、176条や177条の「規定に定める行為をする者が18歳以上であり、かつ、その相手方が16歳未満である場合には、むしろ、16歳未満の者にとっては年齢差がその意思決定に及ぼす影響が大きいことに鑑みると、両者の間でなされた性的行為は、『経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること』等により『同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて』の要件や『行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ』の要件に該当し得ることに留意すること」としている。
 - ・衆参両院の附帯決議でも述べられている通り、「5歳以上の年齢差」がなければ「対等」な関係があるとは必ずしも言えない。この観点から、加害者と被害者の年齢差が5歳未満であっても、条例上で規制することは可能であると思われる。他方前述のように、青森県の場合、行為者が青少年である場合には、処罰されないことになっているため、同年代の自由恋愛への介入が過度なものにはならない。以上を考慮すると、青少年保護の観点からは、5歳以上の年齢差要件にかかわらず、加害者を処罰する必要性について検討すべきと考える。
- ※この点も、社会学や心理学・精神医学の見地からの検討を別途詳述する。

3 規制対象行為

令和5年の刑法改正により新設された16歳未満の者への性的グルーミング行為に対する処罰規定（刑法第182条）に示された行為、大きく2点について条例の規制対象行為として新設すべきものとする。

（1）面会要求行為

○刑法

第182条 わいせつの目的で、16歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。）は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること。
- 二 拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること。
- 三 金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求すること。

2 前項の罪を犯し、よってわいせつの目的で当該16歳未満の者と面会をした者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

○青森県青少年保護育成条例

第22条 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為を教え、又は見せてはならない。

- ・刑法で規定しているのは、「わいせつ目的の面会要求」である。その際の行為態様として、威迫、偽計、反復、拒否、利益供与などが示されており、わいせつ目的での行為であることに加えてこれらのいずれかに当てはまれば規制対象行為に該当することとなる。
- ・現行条例では、直接これに近似する規制対象行為は設定されていないが、このわいせつ目的の面会要求行為は県条例第22条の淫行又はわいせつ行為の禁止の予備的行為とも捉えることができることから、所要の整理を行う必要がある。

（2）自画撮り要求行為

○刑法

第182条

3 16歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為（第2号に掲げる行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるもの

に限る。)を要求した者(当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。)は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

一 性交、肛門性交又は口腔性交をする姿態をとってその映像を送信すること。

二 前号に掲げるもののほか、膣又は肛門に身体の一部(陰茎を除く。)又は物を挿入し又は挿入される姿態、性的な部位(性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下この号において同じ。)を触り又は触られる姿態、性的な部位を露出した姿態その他の姿態をとってその映像を送信すること。

- ・刑法で規定するのは、性交に関する姿態やいわゆるわいせつな姿態を撮影させ、その映像を送信させることである。
- ・現行条例にはこの自画撮り要求行為に関連する行為規制の規定は存在しないことから、条例への反映・移植にあたり、条例内での概念整理は不要と考えるが、映像や撮影する行為といった部分について関連法規(児童ポルノ禁止法、性的姿態撮影等処罰法)が存在することから、これらとの比較整理が必要である。

第4章 条例改正内容の検討

第1 改正の方向性・概要

1 基本的な方向性

本県の青少年の性的被害の状況や改正刑法第182条（面会要求行為及び自画撮り要求行為）の趣旨を踏まえ、青森県青少年健全育成条例に、これに照応する行為の規制条項を新設する。

2 改正内容のポイント

（1）保護対象年齢は、刑法（16歳未満）より広くすることとし、18歳未満（県条例第11条で定義する「青少年」と同じ範囲）とする。

また、刑法では13歳以上16歳未満の者について行為者5歳差以上の年齢要件を設けているところ、本条例ではこれを排除し、一律18歳未満を保護対象とする。

・法制審議会が前提とした、「(1)行為の性的な意味を認識する能力」と「(2)行為の相手方との関係において、行為が自己に及ぼす影響について自律的に考えて理解したり、その結果に基づいて相手方に対処する能力」について、16~17歳はなお完全に備わっていない、という立場をとる。

・刑法と県条例の保護法益は異なることから、「青少年の健全な育成を図るため」であれば、条例で刑法を超える制約を課すことは可能と判断する。

（2）規制対象行為のいずれについても罰則規定を設ける。

第2 改正内容の検討

1 法律と条例の関係

（1）法律と条例の関係についての基本的な考え方

○日本国憲法

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

○地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

（第2項 略）

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例

中に、条例に違反した者に対し、2 年以下の拘禁刑、100 万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は 5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

地方自治法 14 条に基づく条例の制定は合憲であるとするのが、判例の立場（最大判昭 37・5・30 刑集 16 卷 5 号 577 頁）である。

問題となるのは、《1》国の法律に規定がない場合、《2》国の法律と条例が競合する場合に、条例に罰則を設けることが可能か否かである。この点について、判例（最大判昭 50・9・10 刑集 29 卷 8 号 489 頁）は、

《1》について、国が放置すべきと解している場合には、法律に違反することになる。

《2》について、両者が別の目的に基づくものである場合、あるいは国の法律が地方実情に応じて別に規制することを容認する趣旨であると解される場合は、法律と矛盾することはないと判断している。

（2）法律と条例の抵触可能性の検討

①「国が放置すべきと解している場合」に当たるか否かの検討

ア 各こども（青少年）関係法令等で定める保護対象

○子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

18 歳未満のこどもの権利を設定

○児童ポルノ禁止法

児童ポルノ＝「18 歳未満の～」

○児童福祉法

児童＝18 歳未満

○こども基本法、こども大綱

こども＝「心身の発達の過程にある者」 など

- ・多くの法令、例規において、18 歳未満（場合によりそれ以上の年齢層も対象とする）は保護すべき対象として設定されている（また、民法では成人を 18 歳と設定している）。

イ 令和 5 年刑法改正時の法制審議会の議論

- ・性交同意年齢に係る議論において、性的同意能力を「(1)行為の性的な意味を認識する能力」「(2)行為が自己に及ぼす影響を理解する能力」「(3)性的行為に向けた相手方からの働きかけに的確に対処する能力」の 3 つの能力に分けて検討しており、最終的には、「(1)行為の性的な意味を認識する能力」と(2)と(3)を併せて「(2) 行為の相手方との関係において、行為が自己に及ぼす影響について自律的に考えて理解したり、その結果に基づいて相手方に対処する能力」の 2 つが必要であるとしている。

- ・上記の検討を踏まえて、まず、13 歳未満の者については(1)の能力が備わっておらず、有効に自由な意思決定をする前提となる能力が一律に欠けるとする。これに対して、13 歳以上 16 歳未満の者については(1)の能力が一律に欠ける訳ではないものの、(2)の能力が不十分であり、相手方との関係が対等でなければ、有効に自由な意思決定ができる前提となる能力に欠けることになる。以上を踏まえて、16 歳未満の者については、性的行為について有効に自由な意思決定をする前提となる能力が十分に備わっているとは言えないことから、性交同意年齢を「13 歳未満」から「16 歳未満」に引き上げる、という結論をしている。
- ・一方で、刑法 182 条の性的グルーミング罪における議論においては、いわゆる性犯罪の保護法益とは密接に関連しつつも別のものであるという整理をしている。当該行為が社会的に問題視される理由は、行為の時点で手段を弄さずとも既に懐柔された状態になっているために本人も同意しているつもりで性交されてしまうところであり、別途の保護法益であるという観点も鑑み 16～17 歳もカバーすべき、との意見もあったが、他の刑法上の規定との整合性を考えて 16 歳未満で結論された。
(本罪が、不同意わいせつ罪、不同意性交等罪の予備罪的性格を有していることから、仮に 16 歳、17 歳の者にわいせつな行為をする目的で面会を要求した場合は本罪が成立するが、進んでわいせつ行為に至った場合には処罰されないということになる。このような事態は刑法的に整合的ではないとされ、不同意わいせつ罪、不同意性交等罪と同様「16 歳未満の者」となった。)
- ・以上のように国においても 16 歳、17 歳の者に係る部分についてかなり深い議論を展開していることから、国が本案件について放置すべきと考えたとは言えないと考えられる。

②両者が別の目的に基づくものである場合、あるいは国の法律が地方の実情に応じて別に規制することを容認する趣旨であると解されるかどうかの検討

○福岡県青少年保護育成条例事件

(最大判昭 60・10・23 刑集 39 卷 6 号 413 頁)

「一般に青少年が、その心身の未成熟や発育程度の不均衡から、精神的に未だ十分に安定していないため、性行為等によつて精神的な痛手を受け易く、また、その痛手からの回復が困難となりがちである等の事情にかんがみ、青少年の健全な育成を図るため、青少年を対象としてなされる性行為等のうち、その育成を阻害するおそれのあるものとして社会通念上非難を受けるべき性質のものを禁止することとしたものである」

- ・刑法の性犯罪処罰規定の目的は、個人の性的自己決定を守ることであるが、判例ではこれと異なる法益（青少年の保護・健全育成という社会的法益）を守ろうとする条例については、別途の規制（刑法を超える制約）を設けることを容認している。

2 保護対象年齢を拡大することの妥当性

（1）刑法の性交同意年齢（16 歳）との関係

①令和 5 年刑法改正時の法制審議会の議論（内容一部再掲）

- ・性交同意年齢に係る議論において、性的同意能力を「(1)行為の性的な意味を認識する能力」「(2)行為が自己に及ぼす影響を理解する能力」「(3)性的行為に向けた相手方からの働きかけに的確に対処する能力」の 3 つの能力に分けて検討しており、最終的には、「(1)行為の性的な意味を認識する能力」と(2)と(3)を併せて「(2) 行為の相手方との関係において、行為が自己に及ぼす影響について自律的に考えて理解したり、その結果に基づいて相手方に対処する能力」の 2 つが必要であるとしている。
- ・上記の検討を踏まえて、まず、13 歳未満の者については(1)の能力が備わっておらず、有効に自由な意思決定をする前提となる能力が一律に欠けるとする。これに対して、13 歳以上 16 歳未満の者については(1)の能力が一律に欠ける訳ではないものの、(2) の能力が不十分であり、相手方との関係が対等でなければ、有効に自由な意思決定ができる前提となる能力に欠けることになる。以上を踏まえて、16 歳未満の者については、性的行為について有効に自由な意思決定をする前提となる能力が十分に備わっているとは言えないことから、性交同意年齢を「13 歳未満」から「16 歳未満」に引き上げる、という結論をしている。
- ・裏を返せば、刑法の保護法益（個人の性的自由・性的自己決定権の保護）の徹底に相対する形で、16 歳以上の者は性的同意能力が十分に備わっているとの解釈をしているものと理解される。

②法制審議会の議論から考える 18 歳未満の「性的同意能力」の再検討

- ・法制審議会で議論があったように、青少年の心の発達には個人差が大きく、また周囲の環境(家庭環境)等にも左右されやすく、非常に不安定であること、社会的にも概ね 18 歳までは高校生、こども、という扱いで生活している者が多い状況等から、青少年保護の観点からは、せめて成人となる前までは一律に保護すべきとの考えは、青少年の行為を不当に制約するものではなく、社会的に受容されるものと考えられるが、ここでは彼らの「性的同意能力」の程度・状況等から、改めて保護の必要性について検討するべきところである。

- ・ 16 歳以上 18 歳未満の者の「性的同意能力」が未熟であるかどうか、の議論においては、[1] “未熟”と言われる子の割合がどうか（「未熟な子」が多数なのか、いるけれどもレアケースなのか、それともかなりグラデーションがあるものか等）、[2] “未熟”な子がいるとして、その未発達の度合いはどうか（やや未熟のケースが多いのか、明らかに能力的に不足と認められるケースがスタンダードなのか等）という 2 つの視点をポイントにおきながら、法律論以外の分野も含めた総合的な検討を行うこととする。

ア 精神保健（児童心理）の分野から

- ・ 思春期における対人関係の未熟さは 1980 年代以降問題化が顕著である。対人関係に未熟さのある子は自身の情緒をコントロールできないため、それをしてくれる第三者に依存する傾向があるが、現在、それをネットに求める向きがある。また、そこまでの未熟さではなくとも、最近多くみられる不登校の子は、性格として内向的ではっきりと「ノー」を言えないことが多いため、こういった子もネット等で一見優しい人に無理な誘いや求めを受けたときに断れず、トラブルに巻き込まれやすい。
- ・ このように、現状標準化しつつある思春期の対人関係の未熟さというものは、現在の青少年を取り巻く環境においては非常にリスクが高い状況にあり、「(1)行為の性的な意味を認識する能力」については、千差万別であるものの増えつつあるという肌感覚があり、また、「(2) 行為の相手方との関係において、行為が自己に及ぼす影響について自律的に考えて理解したり、その結果に基づいて相手方に対処する能力」については、個人差が大きく、一括りには述べられない状況と見ている。外形的に未熟の度合いを測ることは非常に困難な状況であると言える。
- ・ その一方で、県が令和 7 年 3 月に公表した「青少年の意識に関する調査」（令和 6 年度実施）の結果を見ると、インターネットで知り合った人と実際に会ったことがあるという人が小学生で 2.6%、中学生 6.0%、高校生になると 11.1%いる。そして、インターネットで知り合った人への個人情報送信という設問についても、頼まれて送信したことがある高校生が 6.4%、頼まれたことはあるが送信はしたことはないという高校生が 12.6%いる。すなわち 19%の高校生がネットで知り合った人間から個人情報の送信ということを頼まれている（同じ設問を男女で分けて見ると、送信したことがある高校生女子 6.8%、送信したことがないが 17.2%と女子の方が多い。）という状況がある。
- ・ 今のこどもたちの心の発達状況と、行動実態を掛け合わせてみるに、青少年の健全育成、保護という観点から考えれば、16 歳では十分な対象範囲とは言い難いのではないか。18 歳までとすることで、県として未

成年全体を守っていく環境を整えたといえるのではないだろうか。

イ ICT や AI 等技術、又はそのリテラシー等の観点から

- ・昨今の ICT や AI の発展、進化は目覚ましいものがあり、それが勢い、ネット犯罪やネット上の不当行為の巧妙化・複雑化につながっており、個人の自衛という面は限界が来つつあるものと感じられる状況となっている。
- ・家庭においても、「おさがりスマホ」といった分類が難しい情報端末を含めて、ゲーム機や各種家電、学習端末等、いわゆるパソコン・スマホ以外にもネットワークに接続できる機器の種類がどんどん増えてきており、自衛手段として有効とされるペアレンタルコントロールの難易度は飛躍的に上昇、保護者の負担は過大なものとなりつつある。
- ・攻撃する方は弱いところから攻めてくるので、守る方は全てに詳しくならないと難しいという不均衡がある中で、法整備というところが弱点なのであれば、その補強が必要になるのではないかと考える。複合的な対策の1つとして条例改正による行為規制を行うことは、個人の努力とは異なる側面、つまり行政が行う環境づくりとして有効な対策であると思われる。
- ・携帯電話の契約や、インターネット接続サービスの契約等が自身でできるかどうかということも考慮すれば、成人になる前の18歳未満を対象とすることは合理的な区切りであると考えられる。

ウ 社会学の観点から

- ・WHO は、性的同意能力に関して包括的性教育というものを基本的には5歳から行うよう求めているが、日本ではほとんど行われておらず、性教育の面からみると日本は先進国の中ではかなり遅れをとっている状況である。その観点からみると、日本の青少年は、一般的には性の正しい知識には乏しい者が多い、ということと言える。
- ・令和7年7月17日に発行された『「若者の性」白書』によれば、性に関心を持たず、情報についても乏しいにも関わらず性交をするという高校生が増える傾向が見えている。判断能力が未熟かどうかということ以前に、情報・知識を保有していない未成年が多い状況が問題であるため、青少年の保護という視点で臨めば、保護範囲は18歳未満全般であることが適切と考えられる。

(2) 刑法の5歳差要件との関係

①令和5年刑法改正時の法制審議会の議論

- ・法制審議会の議論では、被害者と加害者の間での「対等性」が問題となっていた。
- ・当初は、「年齢差」という形式的な要件と「対処能力が不十分であることに乗じて」という実質的な要件が検討された。年齢差に関しては「1歳差」あるいは「3歳差」が適切であるという意見もあったが、最終的には、対等な関係となることがまずあり得ないという理由から「5歳以上の年齢差」という形式的要件が選択された。
- ・13歳以上16歳未満の者については、相手方との間に対等な関係があり得ず、有効に自由な意思決定をする前提となる能力に欠ける場合に限りて処罰する観点から、13歳以上16歳未満の者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者を処罰対象とすることにした。
- ・なお、衆議院、参議院とも附帯決議の中で「13歳以上16歳未満の者に対する5歳以上年長の者の性的行為を処罰することとしているのは、両者の間におよそ『対等な関係』があり得ないと考えられることによるものであって、両者の年齢差が5歳未満であれば『対等な関係』であるとするものではないのである」として、176条や177条の「規定に定める行為をする者が18歳以上であり、かつ、その相手方が16歳未満である場合には、むしろ、16歳未満の者にとっては年齢差がその意思決定に及ぼす影響が大きいことに鑑みると、両者の間でなされた性的行為は、『経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること』等により『同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて』の要件や『行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ』の要件に該当し得ることに留意すること」としている。

②法制審議会の議論から考える「5歳差要件」の再検討

- ・衆参両議院の附帯決議における「5歳以上の年齢差」がなければ「対等」な関係があるとは必ずしも言えない、という観点から、加害者と被害者の年齢差が5歳未満であっても、条例上で規制することは可能であると考えられる。
- ・本県の場合、行為者が青少年である場合には処罰されない（県条例第33条免責規定）ことになっているため、仮に上記のとおり条例において保護対象年齢に5歳以上の年齢差要件を設けなかったとしても、同年代の自由恋愛への介入が過度なものにはならないものと思われる。
- ・また、今回規制対象とする行為（面会要求、自画撮り要求）の特性を勘案するに、事象が発生してしまった（面会、自画撮り等の既遂）場合、その時点

では対等性があったとしても、後日の関係変化等により新たな被害（淫行やわいせつ行為、性的画像の拡散、拡散に伴う誹謗中傷など）が発生する等の可能性を包含している、非常にリスクが高い状況に陥ることや、その結果被害者が受ける被害の範囲や程度、期間等が拡大・深刻化する恐れ（画像等がSNS等で共有・流出されるなどした場合、当該画像等をインターネット上で完全に削除しきことは現状困難と言われており、被害者は長期間その恐怖にさらされることとなる等）がある。今の青少年のインターネットの使用形態を鑑みるに、瞬間の行為だけに着目して自由を考慮するよりも、時系列での影響も考慮した制約とした方が青少年の保護の観点からは適切ではなかろうか。

- ・刑法の保護法益は個人的なもの（個人の性的自由の侵害排除）であることから、規制対象は必要最低限であるべきとして、義務教育課程が終了となる中学生（満16歳未満）までを保護対象としているところ、条例は社会的法益を主軸とするもので、目的とする保護法益が異なることから、上記の現状（検討結果）を踏まえて保護対象を広く設定する（保護対象範囲が異なってくる）ことは、刑法との不整合は発生しない。

3 面会要求行為

（1）当該行為規制の経緯等

①改正刑法における面会要求行為の位置づけ

- ・改正刑法において、本罪は、不同意わいせつ罪（176条）や不同意性交等罪（177条）の予備罪的性格を有する。刑法182条の行為は、不同意わいせつ罪、不同意性交等罪の準備的な行為を処罰するものであり、182条の行為の後に不同意わいせつ罪、不同意性交等罪の行為が予定されていると解される。

仮に、当該条文において、要求行為の対象者を18歳未満として規定した場合、16歳、17歳の者にわいせつな行為をする目的で面会を要求した場合は本罪が成立するが、進んでわいせつ行為に至った場合でも、対象者の不同意が認定されなければ処罰されない（不同意わいせつ・不同意性交にはあたらない、と整理される）ということになる。このような事態は刑法的に整合的ではないとされ、不同意わいせつ罪、不同意性交等罪と同様「16歳未満の者」となった経緯（法体系、施策的理由での判断となっていること）は理解しておく必要がある。

- ・ただ、法制審議会では、本条はいわゆる未遂に至る前の「予備罪」の位置づけではなく、不同意わいせつ罪、不同意性交等罪とは異なる犯罪としている。

そのため、本罪の保護法益は、「16 歳未満の者が性犯罪に遭う危険性のない状態、すなわち性被害に遭わない環境にあるという性的保護状態」という、社会的なものに傾いている。このため、理論的には、第 182 条の「16 歳未満の者に対する面会要求等」と「不同意わいせつ・不同意性交」は、段階的な関係になく、それぞれ別個の犯罪類型と考えることも可能である。

②他県における条例制定の経緯

- ・県条例で非行助長行為の禁止といった標題で面会要求行為を実質的に規制対象としている県の罰則の設定状況の比較を行った（別添資料 1）。内容について多少の違いはあれど 9 県ほどがこのような設定を行っている。各県とも、淫行・わいせつ行為の次に重い罰則として設定されており、かつ、罰則の重さとしては概ね半分というところが多数である。
- ・この中で注目すべきは、広島県の内容である。広島県は刑法改正後に、その条文趣旨を受けて面会要求行為に類する行為を規制する条文案を構想していたが、検察庁からは処罰対象の連続性の観点から面会要求行為そのものを規制することに疑義が呈され、条文案を修正した経緯がある。

○検察庁意見（令和 6 年 6 月 27 日開催令和 6 年度第 1 回広島県青少年健全育成審議会資料 2「広島県青少年健全育成条例改正の素案について」より抜粋）

【参考 3】 検察意見の概要

条例の淫行・わいせつ罪には未遂処罰がない中、淫行・わいせつ行為の実行に至る準備的行為として、淫行等目的で面会を要求する行為を処罰対象とすることに疑問が示された。

	準備・予備的行為		未遂（実行着手）	既遂（結果発生）
刑法（面会要求罪）	面会要求	面会要求の結果、面会	不同意性交未遂	不同意性交既遂
見直し前の条例検討案（面会要求規制）	面会要求	面会要求の結果、面会	淫行未遂（未遂処罰規定なし）	淫行既遂

※ 網掛けセルは処罰対象。白抜きセルは処罰なし。

条例検討案は、処罰対象の連続性がない

○広島県青少年健全育成条例（改正後）

（淫行等の勧誘等の禁止）

第三十九条の二 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為を行うよう勧誘し、又は強要してはならない。

- ・上記経緯を受けて本県が検討すべき点は、本県条例も淫行（県条例第 22 条）について未遂への処罰規定はないことから、刑法そのままの条文案とした場合は同じような意見を付される可能性があり、それに応える内容の理論構築を要する点である。
- ・仮に広島県と同様の条文案を採るとすると、条文内の「淫行又はわいせつ行為」にわいせつの目的であることが含まれていること、また、淫行やわいせ

つ行為の「勧誘」や「強要」には、自ずと「会う」ことや、本人は望んでいないことをさせようとする、といった意味が含まれており、刑法の規制対象となる行為の態様を概ね実質的なところでフォローできている文言とみることができると考えられる。

- ・それ以外の他都道府県の面会要求行為の規制条例化の動きは多くなく、国や他県の動向を見ながら、というところが多い（令和6年度中に行われた他県実施の動向調査結果より把握）が、本県としては、今回の刑法改正趣旨や社会情勢、未来も考慮した予防措置としての条文設定といった観点なども踏まえた積極的な検討が必要な部分である。
 - ・特に、刑法との整合については、上記広島県方式を基本としつつも、「わいせつの目的」（主観的構成要件）をどのように客観的に定めるか、という部分についてより詳しい（条文文言的な意味で）検討が必要である。面会を要求する行為自体にはわいせつ性はないため、どのような形態での面会要求が外形的に「わいせつ目的」とであると認められるか、或いは、当該目的であると認められる実質的要件を適切に書き表すことができるか、といった点が課題となる（ここでの「わいせつ」は不同意わいせつ罪における「わいせつ」のみならず、不同意性交罪における「性交等」も含むとされている）。
- 一方で、犯罪態様の目まぐるしい変化（巧妙化）にキャッチアップできるようなある程度の普遍性も必要と考えられる。

③「淫行未遂」規定の妥当性と処罰範囲

- ・検察庁意見を精読するに、「淫行未遂」は、「面会要求」「面会」よりも、より犯罪の完成（既遂）に近い行為ということになる。例えば、「不同意わいせつ・不同意性交」で言えば、暴行・脅迫を加えたが、わいせつ行為あるいは性交行為に至らなかった場合である。このように解すると、少なくとも「面会」「面会要求」は「淫行未遂」には含まれないことになる。
- ・「淫行」概念に関しては、最大判昭60・10・23刑集39巻6号413頁によれば、「広く青少年に対する性行為一般をいうものと解すべきではなく、青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとししか認められないような性交又は性交類似行為をいう」とされている。以前の強姦や強制性交等罪に比較すると、現在の不同意性交は、より概念的には近づいていると思われるが、完全に重なる訳ではなく、なお「淫行」の方が広いと考えることもできる。そのように考えると、「淫行」未遂の範囲も、「不同意わいせつ・不同意性交」よりは若干広く解することは可能である。
- ・また、未遂犯を処罰するためには、一般的には「結果発生に至る客観的・現

実的危険性」が必要であると言われている。そう解すると、「面会」や「面会要求」だけで「淫行」の客観的・現実的危険性が生じるかは疑問の余地がある。広島県青少年保護育成条例の条文は、「何人も、青少年に対し淫行又はわいせつ行為を行うように勧誘し、又は強要してはならない。」として、「淫行又はわいせつ行為」を「勧誘」するか「強要」するかが必要であり、もう少し直接的な、「淫行又はわいせつ行為」に近い行為が要求されている。「淫行」を若干広く解したとしても「面会要求」だけでは、少し「淫行」には遠すぎ、「面会」だけでも、やや遠いような印象を持つ。もちろん、「淫行又はわいせつ行為」を目的として勧誘、強要して面会まで至れば、淫行未遂は成立すると思われるし、面会を求める過程で「淫行又はわいせつ行為」を前提としたような勧誘、強要行為があれば、この場合も淫行未遂は成立すると思われるが、行為の中心となるのは「淫行又はわいせつ行為」を目的として、「勧誘」または「強要」することであり、「面会」ないし「面会要求」は、行為の中心とはなり得ない。

- ・ このように考えると、まずは「淫行未遂」を規定した上で、「面会要求」「面会」を規定するという案や、「淫行予備」を規定するという方法が考えられる。
- ・ その上で、より具体的・実運用的な検討を行うに、刑法における「不同意わいせつ・不同意性交」との連続性、条例の「淫行」規定との関係を考慮して、「淫行未遂」の規定がない中で、条例に刑法そのままの内容で条文化することは難しいと思われるが、その一方で、改正刑法の第182条の法益は「16歳未満の者が性犯罪に遭う危険性のない状態、すなわち性被害に遭わない環境にあるという性的保護状態」という新たな法益であり、この趣旨は未成年者に対して「性的被害に遭わない環境」を作ることにあることから、青少年の健全育成を第一に考える条例においても積極的に「性的被害に遭わない環境」を整える必要がある。そのように解すれば、これまでは処罰の対象となっていなかった「淫行未遂」を新たに創設し、以て青少年が「性的被害に遭わない環境」整備をしていくこととする、という論理構成が可能であると考えられる。
- ・ ここで、行為態様の内容は刑法のものとは異なっていくことから、表題としては「面会要求行為」という言葉は、一旦外しておいた方が良いように思われる。

また、理論上は、淫行未遂に上乗せする形で「面会」「面会要求」をさらに条文設定することがより刑法趣旨にかなうものと考えられるものの、面会や面会要求のわいせつ目的性を客観的構成要件で明らかにすることは非常に困難であることや、淫行未遂の具体の態様により面会や面会要求の場面でも、勧誘や強要の要素が認定されることにより、実質的な保護範囲としてフォローできる可能性を保有することから、実務上は大きな遺漏にはなり得ないもの

と推測される。

- ・以上より、改めて「淫行未遂」を規定するにあたり、こういった行為態様を設定すべきかということになるが、もう一度広島県の条文を参照したい。

○広島県青少年健全育成条例（改正後）

（淫行等の勧誘等の禁止）

第三十九条の二 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為を行うよう勧誘し、又は強要してはならない。

この条文の「淫行又はわいせつ行為」という文言には、刑法が採用している主観的構成要件である「わいせつの目的」（第 182 条第 1 項）が含意されていること、また、淫行やわいせつ行為の「勧誘」や「強要」には、自ずと「会う」ことや、本人は望んでいないことをさせようとする（不同意）、といった意味が含まれており、刑法の規制対象となる行為の態様を概ね実質的なところでフォローできている文言とみることができると考えられる。

（２）罰則

- ・刑法における面会要求行為の法定刑は、「1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金」であり、面会の法定刑は「2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金」である。
- ・条例の淫行（既遂）（条例第 22 条第 1 項）の法定刑が「2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金」となっているため、未遂犯である淫行未遂（面会要求）は、それよりも短くする必要がある。
- ・また、淫行またはわいせつ行為を教えること、または見せる（条例第 22 条第 2 項）ことをした場合は、「6 月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金に処する」とされている。この場合と同じ法定刑で処罰されているのが、淫行又はわいせつ行為の場所の提供と周旋である。場所の提供および周旋に関しては、法の趣旨は異なるものの、売春防止法がそれぞれを処罰の対象としており、場所の提供（同法第 11 条）は「3 年以下の拘禁刑又は 10 万円以下の罰金」、周旋（同法第 6 条）は「2 年以下の拘禁刑又は 5 万円以下の罰金」となっている。これらの条文等から考えると、条例の上限が拘禁刑 2 年であることから、この趣旨を踏まえて、条例内の他の規定や、類似の法律などとの関係から、法定刑を導き出しているのではないかと推察される。
- ・青森県青少年健全育成条例を含む保護育成条例の法益は「青少年の健全な育成」である。判例（最大判昭 60・10・23 刑集 39 卷 6 号 413 頁）も、「一般に青少年が、その心身の未成熟や発育程度の不均衡から、精神的に未だ十分に安定していないため、性行為等によつて精神的な痛手を受け易く、また、その痛手からの回復が困難となりがちである等の事情にかんがみ、青少年の健全な育成を

図るため、青少年を対象としてなされる性行為等のうち、その育成を阻害するおそれのあるものとして社会通念上非難を受けるべき性質のものを禁止することとしたものである」として、条例上の性的行為の規制については、性的な自由を保護法益とする刑法等とは違う観点から理解している。そう考えると、必ずしも刑法等の規定と平仄を合わせる必要はなく、条例の「青少年の健全育成」という観点から、他の条例上の規定との整合性を調整しつつ、他都道府県の規定（別添資料1）とのバランスも考えながら法定刑を決定しても問題はないように思われる。

- ・以上の観点から考えると、「淫行未遂（面会要求）」については、淫行等よりも法定刑が低く設定されている「6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金」で問題はないように思われる。

4 自画撮り要求行為

（1）特別法との関係

法律と条例の競合については、第4章-第2-1の「法律と条例の関係」で概ね整理したところであるが、改めて特別法との関係についても精査する。考え方は従前と同じであり、そのうち《2》の「国の法律が地方実情に応じて別に規制することを容認する趣旨」である場合は想定しづらいので、《1》の「放置すべきと解しているか」否か、《2》の内の「別の目的に基づくものであるか」否かが判断のポイントになる。

以下、関連する特別法ごとに検討を行う。

①児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法）

○第1条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性に鑑み、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を規制し、及びこれらの行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的とする。

第2条第3項 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

- 一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

第 7 条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第 2 条第 3 項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。

- 2 児童ポルノを提供した者は、3 年以下の拘禁刑又は 300 万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第 2 条第 3 項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。
- 3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。
- 4 前項に規定するもののほか、児童に第 2 条第 3 項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第 2 項と同様とする。
- 5 前 2 項に規定するもののほか、ひそかに第 2 条第 3 項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第 2 項と同様とする。
- 6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5 年以下の拘禁刑若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第 2 条第 3 項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者

も、同様とする。

7 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

8 第6項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを外国に輸入し、又は外国から輸出した日本国民も、同項と同様とする。

・対象となる「児童ポルノ」に関しては、条例案でも参考としているため、重複する。

・「児童ポルノ禁止法」の規制対象行為は、性的好奇心充足目的所持・保管(1項)、提供(2項)、提供目的製造等(3項)、製造(4項)、盗撮による製造(5項)、不特定多数提供・公然陳列(6項)、不特定多数提供目的製造等(7項)、不特定多数提供目的輸出入(8項)となっている。これらの行為態様のうち問題となるのは、「製造」である。「製造」とは、「児童ポルノを作出すること」とされている。この前提に立てば、「自画撮り」をして送信する行為は、「製造」の正犯と捉えることが可能である(類型によって単独正犯、間接正犯を考える余地もあり得る)。したがって、「自画撮り」をさせて送信をさせれば、「児童ポルノ禁止法」によって処罰が可能である。

・「児童ポルノ禁止法」の保護法益は、個々の児童の性的権利を搾取や虐待から守ることであるが、同時に、個々の児童に対する性的搾取や性的虐待を取り締まることによって児童を性欲の対象として扱うような風潮が制圧されるということも想定されており、児童一般の健全な育成という社会的利益も考慮されているとされている。したがって、法益の面でも一部条例とは重複する。

・「児童ポルノ禁止法」においては、児童ポルノに関する部分について、未遂犯処罰規定は存在しない。したがって、「自画撮り」要求は、「児童ポルノ禁止法」の処罰範囲には含まれない。しかし、改正刑法182条第3項は、児童ポルノ製造罪の未遂形態というべき「自画撮り」の要求行為を処罰の対象とした。したがって、「児童ポルノ禁止法」が処罰していない未遂形態を、法が放置している訳ではない。刑法と条例の関係を加味して考えると、条例において「自画撮り」要求行為を処罰しても、問題はないものと思われる。

②性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(性的姿態撮影等処罰法)

○第1条 この法律は、性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録を提供する行為等を処罰するとともに、性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収を可能とし、あわせて、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の措置をすることに

よって、性的な姿態を撮影する行為等による被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

第2条第1項 次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処する。

一 正当な理由がないのに、ひそかに、次に掲げる姿態等（以下「性的姿態等」という。）のうち、人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れることを認識しながら自ら露出し又はとっているものを除いたもの（以下「対象性的姿態等」という。）を撮影する行為

イ 人の性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下このイにおいて同じ。）又は人が身に着けている下着（通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る。）のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分

ロ イに掲げるもののほか、わいせつな行為又は性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条第1項に規定する性交等をいう。）がされている間における人の姿態

二 刑法第176条第1項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

四 正当な理由がないのに、13歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は13歳以上16歳未満の者を対象として、当該者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為

- ・「性的姿態撮影等処罰法」において、対象となる「性的姿態等」は、「人の性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下このイにおいて同じ。）又は人が身に着けている下着（通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る。）のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分」と「上記のほか、わいせつな行為又は性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条第1項に規定する性交等をいう。）がされている間における人の姿態」であり、このうち「対象性的姿態等」は、「性的姿態等」のうち「人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れることを認識しながら自ら露出し又はとっ

ているものを除いたもの」となっている。自画撮り行為の対象としては、重複し得る可能性はある。

- ・被害者が13歳未満の者の場合は「性的姿態等」、13歳以上の者の場合は「対象性的姿態等」が対象となる。ただし、13歳以上16歳未満の者の場合は、行為者と被害者に5歳差以上あると「性的姿態等」が対象となる。
- ・「性的姿態撮影等処罰法」においては、「撮影する行為」が処罰対象となっており、被害者自らが撮影する「自画撮り」に関しては、行為に含まれていない。間接正犯形態における「自画撮り」行為は、可能性として含み得るが、基本的には、青少年保護育成条例との競合がほぼ問題にならないと思われる。
- ・「性的姿態撮影等処罰法」の保護法益は、「意思に反して自己の性的な姿態を他の機会に他人に見られないという性的自由・性的自己決定権である」（個人的法益）とされている。
- ・以上のことから、条例とは行為態様、法益、目的が異なっており、殊更に法が「自画撮り」の要求を放置する趣旨であると窺わせる事情も存在しないことから、「性的姿態撮影等処罰法」と条例が矛盾するということはないものと思われる。

（２）規制対象（送信する映像等の定義）（比較表について別添資料４）

- ・「性的姿態撮影等処罰法」で対象となるのは、「性的な部位等」と「わいせつな行為又は性交等がされている間における人の姿態」である。これに対して、改正刑法第182条第3項の対象は、「性交、肛門性交又は口腔性交をする姿態」と「膣又は肛門に身体の一部（陰茎を除く。）又は物を挿入し又は挿入される姿態、性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下この号において同じ。）を触り又は触られる姿態、性的な部位を露出した姿態その他の姿態」である。表現に違いはあるものの、「性的な部位」「性交等をしている姿態」「わいせつな行為をしている姿態」が対象であり、両者に大きな違いはない。
- ・また、「児童ポルノ禁止法」の対象は、「児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態」「他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態」「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態」となっている。これも前二者と比較すると、大きな違いはない。
- ・三者に大きな違いはないため、いずれを前提にしても大きな差異はない。ただ前述したように、「性的姿態撮影等処罰法」は、条例とは趣旨、法益等が大きく異なっているため、「改正刑法」あるいは「児童ポルノ禁止法」を前提にした方が、良いように思われる。とくに「児童ポルノ禁止法」は、社会的法益を

含むという点で条例の共通点もあるため、条文化の前提としては、「児童ポルノ禁止法」の方がふさわしい。

(3) 規制する行為態様

- ・刑法の規定においては、自画撮り要求について、特段の行為態様を示しておらず、「…姿態をとってその映像を送信すること」のみでそれが対象行為とされている。これは、前項で述べた送信する映像等の定義が明確であり、その定義内容によって行為の不当性が明確化されているため、処罰対象範囲の明確化のために改めて行為態様を定める必要がなかったことによるものである。
- ・一方、他県の多くの自画撮り要求行為規制においては、法律に先行して規定する(多くの県では改正刑法の前に自画撮り要求行為を規制対象として条例化している)にあたっての謙抑性堅持の観点から、複数の行為態様が示されており、その内容は改正刑法の182条第1項の面会要求行為の内容と近似している。これは「不同意」、「自由意思に反する」又は「困難な状態」といった状態を例示とともに明文化するもので、内容のベースは改正刑法176条第1項の不同意わいせつ及び177条第1項でこれを引用する不同意性交における8つの該当事由にあるが、182条第1項の要件は全体としてそれと比較してももう少し幅広に捉えられる文言を用いている。
- ・翻って、本県の条例改正(文案)については、改正刑法の趣旨をそのまま汲めば改めて構成要件を示さずとも可能と思われるが、今回、保護法益の違いを大きな理由として保護対象範囲を法律より広く設定し、罰則を科すことを踏まえば、一方の謙抑性の堅持として、その要件の明確化に努めるべきであろうと思料する。
- ・以下、比較の対象として刑法第182条第1項を用い、要件についての比較検討を行う。
 - ①条例案の「拒まれたにもかかわらず」は、刑法の「拒まれたにもかかわらず、反復して」とほぼ同じである。「反復して」は複数回繰り返しての意味である。
 - ②「威迫」も両者同じ文言が使われている。「威迫」は、言語・動作・態度をもって氣勢を示し、相手に不安・困惑を生じさせる行為をいう。
 - ③条例案の「欺き」も、刑法の「偽計を用い」とほぼ同じ文言と評価できる。「偽計」とは、人の判断を誤らせるような術策をいう。
 - ④刑法の「金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして」と条例案の「対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により」もほぼ同じ意味である。「金銭その他の利益」は、金銭や財物等の財産上の利益に止まらず、およそ人の需要・欲望を満足させるに足りるものとされている。
 - ⑤刑法の「誘惑」とは、甘言を弄することとされている。これを条例に言う「困

惑」と同義と解しても良いかは検討の余地がある。

- 条例案の「困惑」以外は、行為者の「手段」「行為」であるが、「困惑」は被害者の「状態」を指す文言である。条文案の作りは「困惑させる」という行為者の行為として規定されているが、他の行為と比較すると、その範囲が広く、手段というよりは相手方の状態を示しているようにも受け取れる。条例に規定されている行為以外の行為をしたとしても、被害者が「困惑させられた」状態になれば犯罪が成立することになるため、概念的にはやや広いような印象がある。
 - この点については、後ほど事例検討の中でも取り上げるが、行為態様のみでシビアに適用させていくと、摘発すべきなのではと思うようなものが摘発対象にならないケースが発生するため、「困惑」があることである程度広く解釈できるというプラスの面と、拡大解釈や濫用の可能性の問題とが浮上してくる。
 - しかしながら、本条例の目的である「青少年の健全育成・保護」という原点や、今回の刑法改正の趣旨に立ち返って考えるに、性に関しての様々な問題では被害者側の訴え（「弱い被害者像」を前提とした立法）というものを重要視する必要があるという点である。これは、国際的な潮流として認識されているものであり、今回の刑法改正の前提ともされた要素である。その意味では行為者の行為態様だけでなく、被害者の状態を要件に盛り込むことは、今回の刑法改正の趣旨を正しく汲む要素とも言えることから、謙抑性及び処罰対象行為の明確化以上の優先事項と考えられる。
- ただし、あくまでこれは個別具体の事案において事実確認の積み上げから導き出される総体的な判断の拠り所とするべきものであり、いたずらな拡大解釈や濫用のために保持する文言ではないことに留意する必要がある。

（４）罰則

- ・面会要求行為同様、刑法第 182 条第 3 項が法定刑を「1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金」と定めているため、これを目安として検討する必要がある。
 - ・同じく、面会要求行為同様、条例の各内容との均衡を図る必要がある。
- 条例の淫行（既遂）の法定刑が「2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金」、また、淫行またはわいせつ行為を教えること、または見せることをした場合は、「6 月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金に処する」とされている。この場合と同じ法定刑で処罰されているのが、淫行又はわいせつ行為の場所の提供と周旋である。場所の提供および周旋に関しては、法の趣旨は異なるものの、売春防止法がそれぞれを処罰の対象としており、場所の提供は「3 年以下の拘禁刑又は 10 万円以下の罰金」、周旋は「2 年以下の拘禁刑又は 5 万円以下の罰金」とされている。

金」となっている。これらの条文等から考えると、条例の上限が拘禁刑 2 年であることから、この趣旨を踏まえて、条例内の他の規定や、類似の法律などとの関係から、法定刑を導き出しているのではないかと推察される。

- ・また、こちらも面会要求行為同様、保護法益（の違い）の観点から、必ずしも刑法等の規定と平仄を合わせる必要はなく、条例の「青少年の健全育成」という観点から、他の条例上の規定との整合性を調整しつつ、他都道府県の規定（別添資料 4）とのバランスも考えながら法定刑を決定しても問題はないように思われる。
- ・以上の観点から、「淫行未遂（面会要求）」との関係を考えると、具体的行為が「淫行」「わいせつ」よりも遠い行為となるため、「淫行未遂（面会要求）」よりも低い法定刑を設定する必要がある、また、刑法において拘禁刑が 1 年以下と、低めに設定されていることを鑑み「30 万円以下の罰金」で問題はないように思われる。

5 条文の構成

- ・民法関係の改正案については、本部会での検討は不要とし、専ら改正刑法に依拠する改正内容について検討を行う。
- ・これまでの検討経過を踏まえ、淫行未遂（面会要求行為）及び自画撮り要求行為の規制について、改正（条項新設）する方向で条文案を検討する。
- ・条文案は自画撮り要求行為の規制にかかる規定について考えられる 2 つのパターンを比較検討することを中心に行う。

A 案：自画撮り要求に関して禁止行為を詳細に規定（規制基準明記条項）し、
それに該当するものを罰しようとするもの

B 案：自画撮り要求に関して、一般的禁止を規定した上で、罰則の章において罰則適用となるものを明記したもの

（1）規制基準明記方式（A 案）

（淫行又はわいせつ行為の勧誘等の禁止）

第二十二條の二 何人も、青少年に対し淫行又はわいせつ行為を行うよう勧誘し、又は強要してはならない。

（児童ポルノの提供を求める行為の禁止）

第二十二條の三 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノ又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。次号において同じ。）の

提供を行うように求める行為

- 二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為

第三十条 （第1項 略）

- 2 第二十二条第二項、第二十二条の二又は第二十三条の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。
- 3 第二十二条の三の規定に違反して、青少年に対し児童ポルノ等の提供を行うように求めた者は、三十万円以下の罰金に処する。

①考え方

ア 淫行未遂（面会要求行為）

- ・改正刑法後の設定を行った広島県の議論を参考とする。
 - 淫行又はわいせつ行為の禁止を定める第二十二条と第二十三条の間に新条項（第二十二条の二）を挿入する。
 - 刑法とは異なる保護法益（社会的法益）を別途想定した構成とし、不同意わいせつ罪の予備罪という構成にならないようにする。
 - 一方で、条例内における淫行・わいせつ行為の禁止（第二十二条）にちながりうる行為という整理となるため、罰則については第二十二条の次に重い六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金とする。

イ 自画撮り要求行為

- ・自画撮り要求行為については、各自治体の書きぶりを比較考量し、東京都を主に参考とする。
- 新設する面会要求行為禁止条項と第二十三条の間に新条項（第二十二条の三）を挿入する。構成要件については、刑法との保護法益の違いを明確化するため、また、規制する対象画像の要件を明確化し、関連法規との相関を適性化する観点から、基本的には児童ポルノ禁止法第2条第3項に定める「児童ポルノ」定義を採用する。その上で、当該法律の関連条文（第7条）でさらに設定している電磁的記録も該当する旨を明記する。
- 罰則については、児童ポルノ禁止法における提供罪（第7条第2項）（三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金）との比較考量もする必要があるが、一方で既に多くの自治体で同一又は類似の行為に対する罰則との比較考量も重要である。本来当該性質・趣旨の規制については国が行うべきとの理屈や、偏在主義の弊害とのバランスを考慮するのであれば、多くの自治体が採用している罰金三十万円が相当ではないかと思料する。

※同世代間（加害者が18歳未満）における行為については、面会要求・自画

撮り要求のいずれの行為規制も条例第 33 条により免責される。

②自画撮り要求行為に関する A 案のメリット・デメリット

- ・禁止する行為の範囲を明らかにすることで、その範囲をできるだけ限定的にとらえることができ、それが即ち罰則適用となることが分かる（本県の当該条例が制定された時の思想として、私人の行為は基本的に自由であり、行為規制については極力慎重にあるべきであるとの謙抑性が非常に重視されていたことを踏まえて）。
- ・現状の本県条例の書き表しスタイルに準じているため、条例内全体でのスタイルに統一感が出る（罰則の項で適用条件を詳説していない）。
- ・禁止する行為の定義（表現）が複雑であるため、結局何がだめなのか、ということが条文から一般県民にストレートに伝わりにくい（その結果として周知広報が難しい）。

（2）一般的禁止条項＋罰則適用条項方式（B 案）

（淫行又はわいせつ行為の勧誘等の禁止）

第二十二條の二 何人も、青少年に対し淫行又はわいせつ行為を行うよう勧誘し、又は強要してはならない。

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第二十二條の三 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノ又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。）の提供を求めてはならない。

第三十條 （第 1 項 略）

2 第二十二條第二項、第二十二條の二又は第二十三條の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

3 第二十二條の三の規定に違反して次に掲げる行為のいずれかをした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為

二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為

①考え方

ア 淫行未遂（面会要求行為）

- ・ A 案に同じ

イ 自画撮り要求行為

- ・ 自画撮り要求行為の規制の表記については、いわゆる規制基準明記条項方式の自治体と一般的禁止条項＋罰則適用条項の二段構え方式の自治体とが分かれているため、その比較のため、B 案も提示する。
- ・ 基本的に意味するところは A 案と同じであるが、次に示す違いが生じるため、議論を要するものと認識している。

②自画撮り要求行為に関する B 案のメリット・デメリット

- ・ 一般的禁止を提示することで、「してはいけないこと（青少年の健全育成のために規制したいこと）」が、一般県民にも分かりやすく 伝達・広報することが可能となる（周知広報による予防効果向上に寄与する）。
- ・ その上で、罰則適用になるものを詳細に設定するため、してはいけないことの周知がシンプルに伝えられる一方で「何が罰則となるのか」が伝わりにくい条文構成となる。
- ・ 他の規制行為の定義の仕方と表記スタイルが異なるため、本県条例の条文全体から受けるスタイルの統一感が失われる。
- ・ 「禁止行為」＞「罰則対象」という定義になるため、理論上、A 案には存在しない禁止対象行為だが罰則適用外となるもの＝「余白部分」が生じる。
 - 当該行為に付随して後から発生する被害のリスクを抑えることができる（意図しない追加的被害の予防効果が高い）。
 - 一方で一義的には青少年の性的自由を広く制約することになる（自由と保護の対立）。

（３）A・B 両案の比較検討

- ・ 条文の構成としては、A 案、B 案いずれでも問題はない。処罰範囲は、どちらの案でも変わらない。特に淫行未遂（面会要求行為）を定める第 22 条の 2 に関しては、罰則を定めた第 30 条の規定を含めて、A 案でも B 案でも同じである。
- ・ 問題は、自画撮り要求罪を規定した第 22 条の 3 である。A 案による場合、「青少年に拒まれたにもかかわらず提供を行うように求める行為」「青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、提供を行うように求める行為」が法的には許されない行為として禁止され、その行為に対して罰則が適用されることになる。これに対して、B 案による場合は、「青少年に対して児童ポルノ等の提供を求め

る行為」全体が禁止され、どのような行為態様であっても法的に許されないとされることになる。ただ、実際に罰せられるのは、「青少年に拒まれたにもかかわらず提供を行うように求める行為」「青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、提供を行うように求める行為」のみとなる。

- ・ A案によれば、特定の自画撮り要求行為が違法とされ処罰されるが、B案によれば、自画撮り要求行為全体が違法とされ、そのうち特定の行為が処罰されることになる。条文の統一性などの観点も必要な論点ではあるが、条文を制定する青森県のメッセージとして、どこまでを禁止するかが問われている。青少年に対して自画撮りを要求するようなことは許されないというメッセージを発するのであれば、B案が相応しく、あくまで謙抑的にと考えるのであれば、A案が相応しい。
- ・ その上で、本部会においては、改正刑法の趣旨、今回条例改正を行うべきと結論した議論の経緯等を踏まえれば、県としての姿勢を明確化できるB案がより適切な着地点ではないかと結論する。

6 事例による条例改正（案）の検討

今回の条例改正により規制対象となる行為の内容、処罰対象の範囲等について、これまで本章では論点別に整理を行い、かつ、改正内容の最終的な形（条文案）についても前項のとおり取りまとめたところであるが、本項では、仮に当該条文が改正・運用された場合、具体的にどのような事案がどういった形で該当・適用になるのかといった視点から改めて確認するとともに、事例検討という手法を用いることで、これまでの検討内容全体に係る理解をより深めることができるものと見込み、いくつかの事例を挙げ、個別にその適用に当たっての構成等を検討するものである。

なお、今回事例を採用するにあたっては、「淫行」「勧誘」「強要」といった条文（案）文言の定義が比較的明瞭であり、現時点までの検討状況から見るに事例検討により新たに導き出される定義要素は少ないものと判断し、面会要求行為に関する事例は割愛、自画撮り要求行為に関する事例のみとした。

(1) 事例 1

乙（15 歳）は、SNS で知り合った甲（19 歳）から「裸の画像送って」などとメッセージが送られてきたが、送った画像が流出するのではと不安になり断った。

しかし、その後も甲から「お願い」「誰にも送らないから送って」などとメッセージがしつこく送られてきたため、怖くなり親に相談した。

当該事例に関しては、①既存の法律で処罰が可能か、②条例案による処罰が可能か、③②において処罰可能とされる場合、条例案 A・B の 2 案での条項がどのように適用されるかについて検討するものである。

①既存の法律で処罰できるかについて

- ・「裸の画像」の送信を要求しているため、刑法第 182 条第 3 項第 2 号に規定する「性的な部位を露出した姿態」に該当し、その姿態を「とってその映像を送信すること」を「要求した」ので、刑法第 182 条第 3 項によって処罰可能のように思われる。しかし、乙が 15 歳であるため、甲は、乙が「生まれた日より五年以上前の日に生まれた者」でなければ、第 182 条第 3 項の構成要件には該当しない。本件では、甲が 19 歳であるため、この条件を充足しない。したがって、刑法第 182 条第 3 項での処罰はできない。
- ・児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下、「児童ポルノ禁止法」と表す。）によれば、「自画撮り」をして送信させる行為は、同法第 7 条第 4 項の「製造」に該当する可能性がある。しかしながら、児童ポルノ禁止法は、未遂犯の処罰規定がない。本件は、要求に止まっており、製造には至っていないため、児童ポルノ禁止法でも処罰はできない。
- ・性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（以下、「性的姿態撮影等処罰法」と表す。）においては、第 2 条第 1 項で規定する行為は、「撮影する」行為であり、本件のような自画撮り行為は想定されていない。したがって、性的姿態撮影等処罰法によっても処罰することはできない。

以上のことから、既存の法律によって甲を処罰することはできない。

②条例案による処罰が可能かについて

乙が断っていることから、甲は、乙に「断った」にもかかわらず、「お願い」・「誰にも送らないから送って」と「しつこく」（繰り返し）“提供を行うように求める行為”をしている。したがって、条例案による処罰は可能となる。

③②において処罰可能とされる場合、条例案 A・B の 2 案での条項がどのように適用されるかについて

この事例を A 案によって処理した場合には、第 22 条の 3 第 1 項に該当し、

第 30 条第 3 号の刑罰が科されることになる。これに対して、B 案によって処理した場合には、第 22 条の 3 により当該行為は違法と評価され、第 30 条第 3 項第 1 号の刑罰が科されることになる。

(2) 事例 2

乙(16 歳)は甲(23 歳)と SNS で知り合い、自分の相手をしてくれる甲に好意を抱いており、自身の個人情報や教えたり裸の画像を送ったこともあった。

ある日、甲から「乙の裸の画像送って」とのメッセージが送られてきたが、乙はこれ以上は送りたいくないと考えていたところ、甲からさらに

- ・ 検討例 1 「送らなきゃ学校にばらす。」
- ・ 検討例 2 「〇〇に住んでるんだよね」
- ・ 検討例 3 「さっさと送ってくれない？」
- ・ 検討例 4 「みんなこのくらい普通にやってるから大丈夫」
- ・ 検討例 5 「いつも話聞いているし、そのくらいしてくれていいんじゃない？」
- ・ 検討例 6 「俺のことを好きなら送ってよ。」
- ・ 検討例 7 「送ってくれたらお金あげるよ。」

とメッセージが送られてきたため、家族に相談した。

(実際は、乙は甲に画像を送ってしまい、その後乙の SNS のフォロワーに拡散された。)

- ・ 当該事例に関しては、まず、乙が 16 歳であることから、16 歳未満の者に対する面会要求等を処罰する刑法第 182 条は適用できない。条例案によってしか処罰はできないことになる。また、本件の乙は「これ以上は送りたいくないと考えていた」ものの、明確に拒んではいないため、「拒まれたにもかかわらず、提供を行うように求める行為」には該当しない。
- ・ そう考えると、次に問題となるのは、本件の各行為が、「威迫する」「欺く」「困惑させる」「対償を供与し、若しくはその供与の約束をする」に該当するか否かである。以下では、「威迫する」「欺く」「困惑させる」「対償を供与し、若しくはその供与の約束をする」が具体的にどのような場合を指すのかを明らかにしつつ、各行為が条例案の行為に該当するか否かを検討する。
 - 検討例 1 の「送らなきゃ学校にばらす。」は、氣勢を示して乙に不安・困惑を生じさせる行為であり、直接的な「威迫」に該当する。また、検討例 3 の「さっさと送ってくれない？」も、同様に、直接的な「威迫」に該当すると評価し得るであろう。これに対して、検討例 2 の「〇〇に住んでるんだよね」は、暗に「家に押し掛ける」あるいは「住んでいると

ころをばらす」などの次の行為を乙に想像させ不安・困惑を生じさせるものであるから、これも「威迫」と解することができる。

- 検討例4の「みんなこのくらい普通にやってるから大丈夫」は、自画撮り画像を送る行為は周囲が普通にやっていることと乙を誤信させて、自画撮り画像を送らせようとするものであるから、「欺く」に該当することになる。
- 検討例5の「いつも話聞いているし、そのくらいしてくれていいんじゃない？」は、「困惑させる」に該当するかが問題となる。「困惑」とは、一般的には、「どうしてよいか判断がつかず迷うこと」を意味する。「そのくらいしてくれていいんじゃない？」は、普段「(甲が乙の)話を聞いている」ことに対して、そうしてあげている以上、自画撮り画像を送ることくらい当然であるということを示しており、普段から話を聞いてもらっている乙を、「送るのが当然ではないか、でも送りたいくない」と判断に迷うような状態に追い込むものである。したがって、「困惑させる」行為と評価できるであろう。また、検討例6の「俺のことを好きなら送ってよ。」も、「好きなら送れるよね？」ということを示しており、それによって乙は困惑させられるものと考えられるので、「困惑させる」行為と評価することができる。
- 検討例7の「送ってくれたらお金あげるよ。」は、自画撮り画像を送った場合に「お金」(対償)を「あげる」(供与)ということを示しているものであり、「対償供与の約束」に該当するものと思われる。

以上のように、当該事例の各例における行為は、条例案のそれぞれの行為として処罰は可能と思われる。

(3) 事例3

乙(16歳)は性的な好奇心が強く、SNS上で甲(30歳)と知り合い、性的な内容のやりとりをするようになった。

ある日、甲から「胸見せてー」「送って」などとメッセージが送られたが、その後は甲からの要求行為はなかったため、画像を送ることはなかった。

- ・当該事例は、そもそも条例案で処罰が可能かどうか問題となり得る事例である。本件の乙も16歳であることから、刑法第182条は適用することができないことが前提となるため、処罰をし得るのは条例案のみである。
- ・まず、甲は、「胸見せてー」「送って」というメッセージを送っているが、これに対して、乙は何のリアクションもしておらず、また甲もその後の要求行為は行っていない。したがって、「拒まれたにもかかわらず、提供を行うように求める行為」には該当しない。

- ・次に、甲の行為は「胸見せてー」「送って」というメッセージを送ったこと（行為）のみになるため、これが「威迫する」「欺く」「困惑させる」「対償を供与し、若しくはその供与の約束をする」に該当するかが問題となる。
この言葉からのみでは、氣勢を示していると評価することはできないため、「威迫」には該当しない。
また、特に何か判断を誤らせる要素もないため、「欺く」にも該当しない。
さらに、このメッセージが唐突に来たものであれば、「困惑させる」に該当する余地もあるかもしれないが、甲と乙は「性的な内容のやりとりをする」関係であり、その関係性の中でのこのメッセージでは、とくに乙が困惑することもあり得ないと考えられる。この点からすれば、「困惑させる」にも該当しないものと思われる。
最後に、「対償を供与し、若しくはその供与の約束をする」に該当するかについても、甲のメッセージからは、何らかの対償があることを想起することはできないため、この行為にも該当しない。
したがって、当該事例は、条例案でも処罰することはできない。
- ・なお、当該事例をA案によって処理した場合には、そもそも第22条の3第1項にも第2項にも該当しないため、条例案上は、問題のない行為と言い得る。これに対して、B案によって処理した場合には、第22条の3に違反する違法な行為と評価され、ただ、第30条第3項第1号にも第2号にも該当しないため刑罰は科されないことになる。両者の違いは、A案によれば当該事例の行為は条例案上許容される行為となるが、B案によれば条例案上許されない違法な行為と評価されることになる。
- ・以上の検討を踏まえるに、このように、青少年の性的被害抑止の実質的に有効な環境の実現という点において、当該条例改正だけではフォローが及ばない事案もあるということは念頭しておく必要があり、この点については、B案を採用し、条例内容の普及啓発を図っていくといった地道な活動との両輪で意識醸成、社会的合意形成を整えていくことで、最終的に青少年への有害環境の防止、抑止につなげていくことが必要であると言える。

(4) 事例 4

乙（16 歳）は、甲（25 歳）に好意を抱いており、甲も乙から好意を向けられていることには気がついていたが交際する意思はなかった。

甲は乙から向けられる好意を利用しようと考え、乙に対し「乙の自慰行為見たいから撮って送って」などとメッセージを送り、乙も甲の気を引くために自身の自慰行為動画を送ろうとした。

- ・当該事例も、事例 3 同様、そもそも条例案で処罰が可能か、という点が問題となり得る事例である。本件の乙も 16 歳であることから、刑法第 182 条は適用できないことが前提になるため、処罰をし得るのは条例案のみである。
- ・まず、甲は、「乙の自慰行為見たいから撮って送って」というメッセージを送っているが、これに対して、乙は「甲の気を引くために自身の自慰行為動画を送ろうとした」のであるから、乙に拒まれている訳ではない。したがって、「拒まれたにもかかわらず、提供を行うように求める行為」には該当しない。
- ・次に、甲の「乙の自慰行為見たいから撮って送って」というメッセージを送った行為が、「威迫する」「欺く」「困惑させる」「対償を供与し、若しくはその供与の約束をする」に該当するかが問題となる。

上記事例 3 の検討結果を踏まえると、このメッセージの送信だけでは氣勢を示していると評価することはできないため「威迫」には該当せず、乙の判断を誤らせる要素もないため「欺く」にも該当しない。

また、確かに、甲は交際する意思はないにもかかわらず、乙の好意を利用して自画撮り画像を送らせようとしており、その点では乙を欺いているように見えるかもしれない。しかし、条例案にいう「欺く」は、例えば事例 2 の検討例 4 のように、送信する行為の判断材料となる重要な事項について欺いている場合を指すものである。本件においては、その意味において欺いている訳ではないため、「欺く」には該当しないように思われる。

- ・条例案で処罰の可能性があるのは、「困惑させる」に該当する場合である。よって、甲の行為が「困惑させる」に該当するか否かが問題となる。この点、乙の主観を考えれば、「甲の気を引くために自身の自慰行為動画を送ろうとした」のであるから、乙自身は困惑はしていないように思われる。しかし、甲の主観を考えれば、交際する意思はないものの、乙が自分に対して好意を持っていることを利用して自画撮り画像を送らせようとしているのであり、そのような意思から生じた行為は、乙を「困惑させる」ものとも考えられる。条例案制定の趣旨も踏まえ、青少年の保護という観点から考えれば、「困惑させる」行為と評価することも可能かもしれない。
- ・近年、性に関する様々な問題では被害者側の心情や置かれた状況訴えという

ものを重要視する必要があるとの考えが広く浸透してきており、令和5年の刑法改正もこの考えに沿う形で「(拒絶意思を明示できない) 弱い被害者」保護を念頭に行われたことも鑑みれば、今回設定しようとする条文の要件に「困惑させる」という被害者の事情を顧慮するものが含まれることについては、今回の刑法改正の趣旨を正しく汲む要素として妥当なものと考えられる。

- ・ただ一方で、当該要件は被害者の受け取り方によってその評価が変わるものである。結果として濫用や拡大解釈の危険性を含むものでもあるため、各事案においては、複数の行為態様の組合せなどから導き出される最終的で総体的な判断の拠り所とするべきものであるから、今回の事例においては、現時点で捕捉できる情報のみから「困惑させ」と評価できるか否かは判断が難しいものと思料する。

本事例としては、この点は判断が分かれるところであり、判例の集積に委ねられる部分である。